

平成22年第 1 回基山町議会（定例会）会議録（第 4 日）						
招集年月日	平成22年 3 月10日					
招集の場所	基 山 町 議 会 議 場					
開閉会日時 及 び 宣 告	開会	平成22年 3 月10日 9 時 30分			議 長	酒 井 恵 明
	散会	平成22年 3 月10日 17時 31分			議 長	酒 井 恵 明
応（不応）	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名 (欠員1名)	1 番	大 山 勝 代	出	9 番	大 山 軍 太	出
	2 番	重 松 一 徳	出	10番	松 石 信 男	出
	3 番	後 藤 信 八	出	11番	原 三 夫	出
	4 番	鳥 飼 勝 美	出	12番	平 田 通 男	出
	5 番	片 山 一 儀	出	13番	池 田 実	出
	6 番	品 川 義 則	出	14番	酒 井 恵 明	出
	8 番	林 博 文	出			
	会 議 録 署 名 議 員		11番	原 三 夫		12番
職務のため議場に 出席した者の職氏名		(事務局長) 古 賀 敏 夫		(係長) 古 賀 初 美		(書記) 毛 利 博 司
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	小 森 純 一		健康福祉課長		岩 坂 唯 宜
	教 育 長	松 隈 亞旗人		こども課長		内 山 敏 行
	会 計 管 理 者	高 木 英 文		農林環境課長		吉 浦 茂 樹
	総 務 課 長	大 石 実		まちづくり推進課長		平 野 勉
	企画政策課長	小 野 龍 雄		教育学習課長		毛 利 俊 治
	税務住民課長	安 永 靖 文				
議 事 日 程		別紙のとおり				
会議に付した事件		別紙のとおり				
会 議 の 経 過		別紙のとおり				

会議に付した事件

日程第 1	第 2 号議案	基山町放課後児童教室の設置及び管理に関する条例の制定について (訂正請求により「基山町ひまわり館設置条例の制定について」に訂正)
日程第 2	第 3 号議案	基山町放課後児童クラブ条例の制定について
日程第 3	第 4 号議案	基山町課設置条例の一部改正について
日程第 4	第 5 号議案	基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第 5	第 6 号議案	基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第 6	第 7 号議案	基山町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第 7	第 8 号議案	基山町職員の旅費に関する条例の一部改正について
日程第 8	第 9 号議案	基山町保育料徴収に関する条例の一部改正について
日程第 9	第10号議案	基山町敬老祝金支給条例の一部改正について
日程第10	第11号議案	基山町重度心身障害者福祉年金支給条例の一部改正について
日程第11	第12号議案	基山町保健センター設置及び管理条例の一部改正について
日程第12	第13号議案	基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正について
日程第13	第14号議案	基山町立小学校及び中学校屋内運動場使用料条例の一部改正について
日程第14	第15号議案	基山町条例を廃止する条例の一部改正について
日程第15	第16号議案	平成21年度基山町一般会計補正予算(第 6 号)
日程第16	第17号議案	平成21年度基山町国民健康保険特別会計補正予算(第 5 号)
日程第17	第18号議案	平成21年度基山町老人保健特別会計補正予算(第 3 号)
日程第18	第19号議案	平成21年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)
日程第19	第20号議案	平成21年度基山町下水道特別会計補正予算(第 5 号)

日程第20	第21号議案	平成22年度基山町一般会計予算
日程第21	第22号議案	平成22年度基山町国民健康保険特別会計予算
日程第22	第23号議案	平成22年度基山町老人保健特別会計予算
日程第23	第24号議案	平成22年度基山町後期高齢者医療特別会計予算
日程第24	第25号議案	平成22年度基山町下水道特別会計予算
日程第25		第 2 号議案の訂正請求書の件
日程第26		予算特別委員会の設置について

～ 午前 9 時 30 分 開議 ～

○議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議いたします。

日程第 1 第 2 号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第 1 . 第 2 号議案 基山町放課後児童教室の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。松石議員。

○10番（松石信男君）

1 点だけお聞きしたいと思います。

今回、小学校にひまわり教室が置かれるということですが、それに関係してこの条例提案されているわけですが、コスモス教室のほうの条例っちゅうのはないように思いますが、これは別に必要ないと。同じ教室であります、ひまわりにしてもコスモスにしても同じ教室ですが、ひまわりだけがこの条例が必要であって、あとは必要ないというふうなことなんでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

こども課課長。

○こども課長（内山敏行君）

ただいまの御質問でございますけれども、この第 2 号議案につきましては基山町放課後児童教室の設置及び管理に関する条例ということで、若干ちょっとわかりにくいかもしれませんが、これはひまわり教室のあの建物ですね。今回、建設を新たにさせていただいたあの建物の設置及び管理条例ということで、放課後児童クラブ、ちょっと使い分けをしております、第 3 号議案のほうですね。そちらのほうの放課後児童クラブの運営とか内容についての条例とは区別をさせていただいております。そちらのほうにコスモス教室出てきますけれども、このひまわり教室のほう、基山小学校区のほうのひまわり教室の設置条例のこの建物の分については別個扱いということと、コスモス教室のほうはあくまで学校施設を一時利用をしているということで、そちらのほうは学校のほうの設置管理条例がありますので、そちらはそちらのほうでちゃんと条例があるということで、別建てというふうにさせていただいております。

ます。

○議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。片山議員。

○5番（片山一儀君）

同じ質問なんですけど、もともと放課後児童教室、児童福祉法に基づいているわけですね、社会教育法でも何でもなし。そうすると、やっぱり建物がつくったかどうかじゃなくて、そういう機能を設置したという条例をここに書いてある、児童教室の設置及び管理に関するですね、前は要綱であったんですが、今回つくったために条例をつくるよということですが、非常に総合的に物を考えられてない。例えば、私がそういう国税管理官やってましたけど、そのときに持ってきたら、おいこれどうなってるんだと。これ学校教育法の管轄と、要するに文科省の管轄と厚生労働省の管轄違うじゃないかと。その一部を使っても、それは児童教室としてしっかり設置を位置づけをして、例えば極端に言う教育委員会と町長部局、子ども課と学習教育課長のところで協定書を結んで管理権もちゃんと移管をしないといけない。ずっとこの前質問してるのは、そういうとこなんです。体系的に物を考えて、体系的に位置づけていけないから、そのときそのとき単体単体で物を勝負されてるんですね、基山町の行政は。そういうことで、きちっと管理権も区分すべきですし、ここはここまでは教育委員会から離すべきです。全部町有財産だと思いますけど。その管理権をしっかりしないと、体系的にならない。それで、児童クラブは児童クラブで今度は運用面というか、別の名称として設置と。今度は児童クラブとしての運用ということで、これはコスモスと両方出てるんですね。そうすると、次の条例に関係あるんですが、それとの整合性をどうするんだと。ひまわり教室しか設置してないのに、児童クラブのほうは2つが動いてる。1つは、土俵がない上で動くことになるわけですね。建物をきちっとつくった、あるいはそれが一部を間借りしてるかもわからないけども、それは同じ位置づけじゃないですか。これは後で審議があるんで、これだけにとどめときます。文教厚生のマターですから、そこでもう一度しっかりお考えをお聞きしたい。今のところで簡単な説明があれば、体系的に物を考えてないというのが基本的なやり方です。教室というのは両方あるわけですから。それをなぜしないんですかという質問ですね。

○議長（酒井恵明君）

答弁を求めてあるんですね。（「ええ、一応考えを確認しております」と呼ぶ者あり）こ

ども課長。

○こども課長（内山敏行君）

ただいまの御指摘ですけれども、確かに放課後児童クラブ、第3号議案のほうに関連して設置及び管理条例ということで1本でしたいという、最初はそういうふうに当然考えておりました。町民会館あるいは総合体育館の設置及び管理条例とかというのと同じで考えておりました。いろいろもう御存じだと思いますが、この1本の条例の中にいろいろ事例を見せていただくと、いろんな場所で実施をされております。児童館とか教室はもちろん、教室の空き教室、それから何かふれあいセンターとかですね、幼稚園を借りてされてるところとかというのを1本で出されております。その中で、大分論議をいたしましたけれども、やはり例えば児童館とかふれあいセンターとかというような使われてるとこ、それぞれ設置条例があると思うんですね、別個に。全館をしている、今回はひまわり教室ですから、これ専用ということを前提に建設をしておりますけれども、いろんなところで設置条例があると思います。その児童館の設置条例があって、その一部を利用して放課後児童クラブをやっておる。そこに設置条例というのをまた、運用上もそういう条例がかぶさってるというふうに思っております。その中で、学校のほうのコスモス教室のほうと一緒に大体したいとは思っておりますけれども、やはりそこはそれぞれの設置条例が必要だろうと。

今度の放課後児童クラブのひまわり教室の分については、一応専用施設ではありますけれども、将来的にいろんな拡大した使い方といいますか、利用を考えることもあろうと。例えば、午前中何かの別の利用をすることになっていけば、それはそれでまたいろんな条例を扱っていかなければならないというふうに思います。やっぱり独立した建物ではあるということを考えて、これはこれで別に、ここに放課後児童教室という名前をつけておりますけれども、一つの福祉施設ということで設置条例が必要であらうということで、今回は分けてさせていただいております。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

独立したものがあるかないかじゃないですね。要するに、児童福祉法に基づいてちゃんとする施設としてそれが独立してようと、どっかの一部を間借りしてようと、あるいは別の建物であらうと、それはきちっと位置づけを並行でしなければならない。例えば、基山町図書

館一つしかありませんけども、2カ所に図書館とつくったとすれば、それは図書館設置条例として1本でことここに基山町図書館をつくるよと、こういうことになると思うんです。それはちょっと考え方が私はおかしいとはっきり申し上げる。体系的にやっぱり、教室という物を設置をするわけですから。それが独立の建物であるか、間借りであるかということ。これは管理権も当然違わなきゃいけないし。よく学校長がそれでうんと言われた、あるいは教育長がうんと言われたなあと私はびっくりしてるんですね。あそこはちゃんと区切ってるでしょ。ダブルで使ってるわけじゃないんですね。午前中学校が使って、午後からというわけじゃない。あそこはちゃんと教室として設置をし、認めて運用をしてるわけですから。そういう点では、これは御検討いただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

私も同じ意見なんですけども。今までは要綱で運用されてたと、運営されてたと。今回こういう条例をつくると。建物を新しくつくったからという理屈が今言われておりますけども、例えば管理第4条では教室及びこれに付随する設備は町長が管理すると。今、コスモス教室、中にはいろんな付随する部分の設備がありますね。じゃ、これについてはどこが管理するのかという問題もありますし、第6条では教室に指導員を置くといふとこまでこれ設置、この管理に関する条例の中でうたわれてると。早い話が人事権に関するといひましようか、この指導員に対する指導もきちとうたわなければならないという部分は、この中でうたわれて、片方はひまわり教室は入りますけども、コスモス教室は入りませんという理屈が私にはどうしても理解できないというのがありますけども、このままでいいんですか。じゃあ、コスモス教室についてはどこが管理するんですか。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

ひまわり教室の建物の管理関係については、学校教育委員会のほうでございます。

○議長（酒井恵明君）

コスモス、コスモス。

○こども課長（内山敏行君）続

ああ、済みません、コスモス教室のほうですね。コスモス教室は教育委員会のほうです。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

付随する設備もすべてこれ、教育委員会が管理するという中身になるんですか。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

例えば、エアコンなりそういった付随する設備は教育委員会のほうの管理ということで、予算のほうもそういうふうにして設置をさせていただいております。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

もう3回しか言いません。後の方が言われるかもしれませんが。

エアコンとかそういう大型設備以外にもいろんな設備があるし、付随する部分あると思うんですね。例えば、机もありますし、小さいものからいえば子供たちが遊ぶ遊具からありますね。そういう付随するものについてもこれ、全部教育委員会のほうがする形でしょうか。確かに、この書き方、設備というふうに書いてありますけども、付随する部分という部分で言えば、ほかにもあると思うんですね。この辺とらえ方、私のほうが間違っとるのかわかりませんが、回答をお願いします。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

コスモス教室の建物ですね、もちろん建物、それからそういった先ほどちょっと言いましたけども付随設備の中で、エアコン等も言いましたけれども、そちらにつきましては教育委員会のほうで管理をしていただくと。だから、完全にあそこを放課後児童クラブに移管してるわけではございません。一時利用ということで、手続関係も不要ということで、そのままあの建物自体は教育委員会の管理ということで、あとのいろんな備品関係ですね、机とかな

んとかというのは当然こちらのほうの、こども課のほうの放課後児童クラブの管理というふうにはなろうかと思います。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）

確認しますが、要はこういうことですか。放課後児童教室という事業そのものがここにあると。だから、要はここがコスモス教室も含めた放課後児童教室の主体がここですと。たまたまコスモスは離れて学校を借りとるだけですというような位置づけで考えたらいいんですか。要は、この設置管理条例は先ほど建物の設置管理条例ということだけを言いましたけども、要は事業のですね、事業全体をここでやりますよと。たまたまコスモスは若基小のほうで今借りてますと。だからということなんですか。そういうふうに理解するしかちょっと何でこの分けるのか、私も全然ちょっと理解できなかったんで。何かその意図が。

それともう一つ、ひまわりのほうも学校の敷地内ですね。学校の建物を借りるということと敷地内にちゅうことは町有ですか。どっちかわからん。同じような学校の中にあって、片方は建物を借りとるから、言うてみたらこの本社のない仮事業みたいな感じになって、片方は主体ですということになるんで、何かその辺がちょっときちっと納得いかんのですけど、その辺はどうなんですか。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

ここで言われるその第2号議案、基山町放課後児童教室、これはまた建物と言われるといういろいろ言われるかもしれませんが、ここを放課後児童クラブの運営をするということを前提にこの建物を建てておりますので、一つはこういう放課後児童教室という名前を使わせていただいています。これはコスモス教室のほうでやってる放課後児童クラブ、全体としての運営もひっくるめてここに上げてるわけではございません。この建物を建てるときに何の目的かということと、どういうふうにするかというのをちょっと限定的に書かせていただいています。公の施設ですから、いろんなものに使えるということではあると思いますが、一応その放課後児童クラブ運営のために使わせていただく建物ということで、こういう事業とか運営とか、指導員を置かせていただくとかというようなことを明記をさせていただいています。これ

は先ほちょっと言いましたけども、いろんな先々ほかのことにも使う可能性も出てくるかもしれません。そういうときにはこの条例は扱ってほかのことにも、当然児童福祉の施設ですから、そういった関連のことではありますけれども、そういったことでもこの条例を扱えるということで、コスモス教室の分としてはちょっと別に考えております。第3号議案で放課後児童クラブ、いわゆる学童保育の全体の運営として両方の設置と運営の内容を書かせてもらっているということでございます。それと、敷地につきましては、ひまわり教室の今回建設をさせていただいた敷地については、一応学校の敷地から切り離しております。児童福祉施設ということで建築確認をいただいております。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員、よろしゅうございますか。（「いいです」と呼ぶ者あり）林議員。

○8番（林 博文君）

今、同僚議員の皆さん方から質問があった分については今大体回答があって、一時利用というような形で課長のほうも説明があっておったようですので、その辺については委員会のほうでもまたちょっと聞いていきたいというふうには思いますが、私はここの第3条の事業の中でもですが、この放課後児童教室の条例、それとまた次の児童クラブの条例の目的のところで、町長は教室において法第6条の2項の規定により保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童の健全な育成、それと次の第3号ですが、これは目的においても家庭において保育に欠ける小学校児童対象ということで、こういうことになりますと共稼ぎが基山町がだんだんふえてきて、今回のコスモスなり、またひまわりなり、定員が大分こう4年生までっちゃうことになると、またふえていく可能性もあるんじゃないかというふうに思っておりますが、基山の保育園みたいにここで事業としての児童が入所するのに農家の方、例えば農作業に従事するときの主婦、そんなときにはやっぱり民生委員の許可とか、そういうような証明とか、そういうのはこれはやっぱり要るわけですか。ちょっとその点、ここにほんにひっかかりますので。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

そういった就労証明書とか、そういったのをとれない方、農家でそういう手伝いをされてどうしても子供さん見られないとか、内職をされてるとかという方につきましては、一応保

育園の入園のときのいろんな資料添付して民生委員さんの御意見をいただくということにはしております。

○議長（酒井恵明君）

林議員。

○8番（林 博文君）

だから、この教室についても入所する児童については、そういうふうな証明が要るかということもちょっとつけ加えたいというふうに思いますが。要るっちゃうことですね、そしたら。わかりました。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

今、議員の方から質問ある程度あっておりますけど、この基本的にこの条例を見て私はびっくりしたんですよ。この第2号議案、第3号議案のこの条例を町長が提案されて。今、各議員のほうからいろいろ質問っていいですか、一番基本的に目的、目的が全く同じ目的の条例を2本出してあるんです。児童福祉法24条の2と児童福祉法6条の2ですか、両方ともこの文句を使ってあります。だから、一番わかりにくくなってるんですよ。先ほど担当課長のほうは十分検討をしてこの条例を出しましたかっていうことで、はっきり言ってこの第2号議案っていうのは、これは地方自治法第244条の2の公の施設、その施設のための条例なんです。それに放課後児童教室をするという児童福祉法を規定してあります。だから、ここに書けば、この施設は地方自治法244条の2の公の施設としてこの施設をするという目的を書けばわかりやすいんですよ。これにも児童福祉法書きながら、第3号議案にも児童福祉法書いてありますよ。だから、課長が言われるように公の施設としてこの施設将来何を使うか、施設にするときにはそのときに変えますというふうな変え方ですけど、これは公の施設をつくるときには条例で定めなさいという244条の2があると思うんですね。だから、これは第2号は必要ないんですよ。第3号議案1本で基山町児童クラブ設置及び管理に関する条例ということで、ひまわり教室は基山小学校、コスモス教室は若基小、この住所を変えて、氏名を変えてすれば、それが244条の2の施設を設置したことになるわけですよ。（「そう」と呼ぶ者あり）基本的に、この同じ目的をした条例が2本あること自体が全くナンセンスで、私はもう意味をなさない。だから、これ第2号は撤回されて、第3号議案で設置及び管理に

ついて、そこに住所が何番地にひまわり、何番地にコスモスと事明示すれば、普通にその244条の公の施設を設置したことになるわけです。あえて第2号にこういう条例をつくる必要は全くないと。私はこれは撤回すべきということを申し上げております。

以上です。（「そのとおりじゃ」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

今言われた分は、確かにそういうふうに1本でされてるところもあるかと思いますが、一応244条というようなことでこちらに、第3号議案のほうでそれをかぶせてやるということになれば、学校のほうの設置条例も当然そういう公の施設として設置条例がありますから、そこにかぶってしまわないかということをちょっと大分論議をしました。そこで、やはり新たに建物を建てたということもありますので、こちらはこちらで244条の関連で設置条例をつくらせていただいて、限定的に先ほど言いましたように放課後児童教室という名前をつけておりますから、ちょっとわかりづらいところもございますけれども、そちらはそちらで設置条例で、あくまで第3号議案のほうはクラブの運営上の内容ということで、設置条例をつくらせていただいています。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

いや、もうこれは本会議で余りあれですけど、基本的に担当課長十分検討されております、と思います。結局、基山町の放課後児童クラブっちゅうか、その教室をどうするかということで、そこに先ほどからもあっておりますけど、教育委員会の施設を借ろうが全然私の施設を借って児童クラブをしていいんですよ。ちょっと極端な話、寿楽園のところに、そのときにはこの設置条例に大字園部何番地に寿楽園児童クラブとか条例に書けばいいんですよ。だから、どこの施設だろうが、基山町として児童クラブを、教室を設置するならば、民間でもあり、会社の関係でもあり、町がするというならその事務所は、その設置自体が教育委員会の施設であろうが、民間の施設であろうが、基山町として児童福祉法に基づく、24条7に基づく児童クラブを設置するといえ、公の施設だけに設置する必要ないわけですよ。民間でも企業のところでも町がするならば、そこに住所をぴしゃっとして、そこが公の施設と関

係なく。だから、私は基本的にそこが間違っておるということを指摘して終わります。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

3回目ですが。

これ教育長と、それから町長にもお伺いしたいんですけどね。事業、建物を設置をする、建てるための条例なのか、教室という事業をやる条例なのか。私も鳥飼議員と一緒にこれは第2号と第3号議案と一緒にすべきだと思ってるんです。何でこんなものを2つつくらないかのかと。要するに、教室を2つつくって、運用として児童クラブにするのはまた別に構わんだろうと思うんですが、同じ事業を位置づけてない、両方に並列に位置づけてない。建物中心でやってる。そうじゃない、これはあくまで児童福祉法に基づいた事業なんですね。各地方自治体することができる、それをやってるだけなんです。建物をどこに建てるかじゃない。この管理権を要するに文科省の小学校の校長がよくうんと言ったなあと、私はこう思うんですね。私が校長だったら言いません。これちゃんと話してくださいと。私はこう言うでしょう。私が校長であればよ。私の管理ではできませんと。そこあたりがね、その事業の設置と建物の設置が混同されてるのと、やっぱ今度は運用、児童クラブってのは運用の面ですから、今林議員から質問あった、それもあれは児童クラブの運用の話です。そこらあたりがきちっと体系化されてない。だから、そこらあたり町長と教育長、どうお考えなのか。私は町長の立場だったら、逆に今度はこれね、おかしいじゃないかと。2つをちゃんとうちは事業やってるじゃないかと、教室をですね。そこらあたりをきちっと考えて仕分けをしないと、根拠法令も違いますし。今、地方自治法のほうは建物をつくる時の話でね、公の施設を。という話ですから。そこらあたりをきちっと仕分けをして、要するに条理、道理をきちっと押さえないと混同するもとです。この前の図書館建設も同じです、設置条例でも言ったけど、変わらなかったけども。そこらあたりきちっと押さえてない、基山町の行政は。体系化してやっていかないと、もう枝葉が多くてごちゃごちゃになっちゃうんですよ。すきとしたものにならない。ということをやってくださいということをお願いをして、これは回答要りませんので。質問を終わります。

○議長（酒井恵明君）

原議員。

○11番（原 三夫君）

今の関連質問でございますけど、ちょっとお聞きしますけど、第2号議案と第3号議案が2つ出ております。これ放課後児童教室と放課後児童クラブということですけど、事業内容がこれ違うんですかね。事業内容は私は一緒だろうと思っておりますけど、その事業内容が児童教室と児童クラブの違い、違ったら言ってください、その辺。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

内容は同じでございます。

○議長（酒井恵明君）

原議員。

○11番（原 三夫君）

多分そうだと思っております。事業内容は一緒なんですね。そして、その第2号と第3号と名前をつけて出してあるんですけど。それで、やっぱこういうことをつくと、後々が大変じゃないかなと思っておるんですよ。同じ事業内容であって、基山町放課後児童クラブと児童教室と。先ほどからもお話が出ておりますように、結果的にはその建物、場所を借りてということで、結局こういうふうになしたわけですね。先ほどから言われておりますけど担当課長、管理は学校がやると。そうすると、いろんな問題が出てくるんじゃないかと。同じ事業でありながら、全くの同一の事業を片方ではこども課で予算を上げて、向こうのほうは予算はそしたら教育委員会が出すんですか。そういう問題とかいろいろ出てくるんじゃないかと思っておりますけど。向こうがいやあそんな扱ってもらったら困るといった場合は、全然違った設備もですね、遊具とか向こうが管理してるからそんなことまで入れてもらったら困るということになれば、向こうとこっちと全然違うような問題が生じてきやせんですか。そういう問題。その点どういうふうを考えてあるのか。それから、先ほど同僚議員からお話もちょうと出とったんですけど、今の小学校の中の児童館ですか、この。これも結局は今の例からいくなれば借り物でしょう。分筆登記をどういうふうにやっておるのか、そこまできちっとしてあるんですか。その点、何点か今申しましたけど、ちょっと答えていただきたいと思います。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

基山小学校のほうに建てておりますひまわり教室は、教育委員会からの借り物ではない、こども課が管理する分でございます。それから、教育委員会の施設ということで、コスモス教室のほうはですね、いろんなその管理上で問題はないかということですが、これはもう十分教育委員会のほうと協議をしながら進めております。今回の内装の工事関係、それから給食室の改修工事とか、これは教育委員会のサイドと十分内容を詰めてお話をしております。一応一時使用という形であくまで学校の施設でございますので、学校が使われないときに放課後児童クラブに使わせていただくということを前提にしておりますので、施設のいろんな改修工事関係は、もしまた今後出れば教育委員会のほうで予算化をさせていただく。あと、通常うちのほうが、小さな備品関係は先ほど言いましたように、こちらのほうでいろいろ買ったりとかということはしますけれども、その建物を使わせていただくということで、もうあそこを切り離すということも可能だとは思いますが、ただ、そういうことは考えておりません。当然、学校側が放課後児童クラブが使っていないときに、何かのいろんな子供たちのために使いたいということであれば、当然そこら辺は自由に使ってもらって結構、結構といいますか自由に使うわけですので、そこら辺のやりとりは教育委員会と十分調整をしております。

○議長（酒井恵明君）

原議員。

○11番（原 三夫君）

だから、今課長が話されたとおりですよ、それでいいですよ。今も自由に借りとるけど、課長はその教育委員会の建物を借りとるから、あそこは別の条例をつくらないかんというふうになっとんですけど、今もう自由にやってあるんじゃないですか、そういうことで教育委員会と話し合いながら、何でもかんでも、設備も何でもやってると。じゃ、それでいけるんだったら、何も別々のこういう条例要らんじゃないですか。もう事実やってあるんですよ。借りとるから、あそこは教育委員会の管轄で管理を教育委員会がするから、結局別個のつくったような条例になっとるわけでしょう。建った建物の管理の問題で。しかし、もう既にいろんなことを教育委員会と話し合いながらやってるっちゃう、今後もやると今言われたじゃないですか。違うんですか。私はそういうふうにもう受けとめたんですけど。何でもほら、

修理でも何でも教育委員会と話し合いながらやってますということやったら、何も別にこうあんな、名前変えて条例をつくる必要はないんじゃないですか。（「つくらないかん理由は何か」と呼ぶ者あり）何で、どうして、だから別にこの２つ出さないかんですかいな。わからないです、私は。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

だから、管理権を移しておりません、こちらのほうにですね。（「管理権、そりゃもうほとんど今もできるとよ、管理も」と呼ぶ者あり）いや、だからそれはその運用上の問題であって、実際のあの建物の管理権は当然教育委員会のほうにございますので。そちらとは別に、今度新たに建物を建てて、これは学校施設とは別で、児童福祉施設ということで建てておりますので、そちらのほうは専用のまたこちらに第２号議案のほうで条例を設置するということですので、一緒にはされないと。だから、実際放課後児童クラブを運用上については、当然ここにひまわり教室の分とコスモス教室の分の明示をしておりますので、そちらで運用はさせていただきますけれども、あくまでひまわり教室のほうの児童福祉施設としての設置条例はこちらのほうにあると。第２号議案のほうであるということでございます。

だからちょっと、先ほどから何回も言いますけども、放課後児童教室という名前を使うと放課後児童クラブの実際の運用の問題とちょっと名前が同じような感じでダブってきますけれども、そのあたりはあくまでこちらは施設の関係が出てきますので、児童福祉施設としてつくらせていただいているということでございますので、新たに設置条例が要るということで別個に分けてるということでございます。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井恵明君）

３回過ぎてます。（「いや、もう一回よかですか。お願いします。簡単に終わります。いや、もうでけんならいいですよ。あと文教にお願いしときます」「あとは教育長が何か言う」と呼ぶ者あり）町長、答弁なりますか。はい。答弁を求めます。町長。

○町長（小森純一君）

これは今いろいろと御意見出ておりますけども、私も考えておりますのはこの第２号議案というのは、いわゆる建物の設置及び管理ということだと思いますし、それをひまわりとコスモスあわせたところの運営、運用という面が第３号議案ということだと私は認識をしてお

ります。したがって、このひまわり教室は今度新たに建てまして、これはもう町で私の管轄で管理していくということ。しかしながら、コスモス教室は従来学校の建物でございましたから、それを使うということにおいてやはりこれは管理なりは、設置管理の考え方は、やはりあくまでも学校だということじゃないかと私は思っております。それを一緒にしようということであれば、先ほどから出ておりますように、むしろコスモス教室のほうを学校と分離して町管理にするというような、それも一つの方法。そうするとすっきりするのもかもしれませんけども、しかしあの若基小の中であって、この部分はコスモスだと、この部分は学校だということは逆にいかがかなと。もうむしろやっぱり学校の設置、管理というようなことにしておいたほうがいいんじゃないかというような考えが私は思っております。

そういうことで、一致させろということであれば、まあできないことはないかも知れませんが、むしろ学校の管理運用に従って、その中でまた町がいろいろ勝手なことをやってもいけませんし、やはりあそこはあそこで学校の教育委員会の管轄だということにさせていただきたいと。しかしながら、その運用と、運営という面におきましては、当然ひまわり教室もコスモス教室も一緒じゃなきゃいかんと。そのためのこの第3号議案だというふうに私は考えております。それが絶対かどうかはちょっと疑問かも知れませんが、私は今そういうことで考えておるということです。（「議長、今の町長に対してです」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。3回目です。

○4番（鳥飼勝美君）

町長の御意見お聞きしました。私は全く反対に思っております。そもそも第2号議案を設置条例をつくらなければ、その施設ができないと。その施設のために第2号議案をしたとおっしゃいましたよね。これは、それをそのものだけの施設ということで、条例第2号議案を必要ないんですよ。第3号議案に基山町のひまわり教室を置くということを設置条例すれば、それが244条の2の公の施設を設置したことになるわけですよ。何番地っちゃうことで。あえてこの第2号議案は全く必要なかわけです。それと、町長の先ほどの管理権は教育委員会と言われましたけど、私はそれ間違っと思ってます。教育長はようそれであれと思います。管理っちゃうのはいろいろあるんですよ。ハードの管理とソフトの管理、財産管理と機能管理ってあるわけですよ。だから、ハード、財産管理っていうのは、教育財産だから教育と思

うんです、建物とかいろんなもん。しかし、管理運営のソフト面、機能面は当然町長と思うんですよ。だから、その辺は明確にしとかんと、あとの賠償責任の問題とかいろんな問題が出てきますから、町長のほうに反論するようですけど、私は教育長が教育財産というのはそのハードのほうのあえて、内容的のほうは町と。ということで問題と、先ほど言われたこの第2号議案のその施設物の自体の管理条例というのは、この学童クラブ設置及び管理条例の中に大字何番地、コスモスの番地何番地ということになってクリアはできるということを私の見解として申し上げておきます。（「議長」「あ、町長が」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

今、鳥飼議員おっしゃいましたように、私もやっぱり管理という言葉の中にはソフト面と建物のハード面ということがありますので、それは私も全くそのとおりでございます。ソフト面では、当然町に責任だと。それから、わざわざこの第2号を上げておりますのは、じゃあもうこの管理はだれがするかというようなこと、それは町がするんだ、町長がするんだということをはっきりさせたいがために、第4条にこうして上げておるとということだと思います。鳥飼議員は先ほど例えばこれは別のところでもできるぞと。寿楽園でもできるじゃないかということをおっしゃいましたけども、寿楽園でやるんだったらやはり寿楽園の設置管理、建物ですね、そこに当然従ったところでやるべきであって、その中の運営っていうのは町だということじゃないんでしょうか。違いますか。全く寿楽園から逸脱したというか、そういうことではやっぱりやれないと、まあ借りておるというようなことじゃないかと思います。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）

先ほどから議論になっていますけど、私一つだけ。

これ一本化しようとすればできるんですか、できないんですか。（「できるよ」と呼ぶ者あり）それをはっきりお答えください。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

例えば、第3号議案だけでいくということであれば、それでも可能だとは思いますが。244条で公の施設として設置しますよと。ただ、何回も言いますけども、学校のほうは学校のほうで設置条例がありますから、そちらのほうとの兼ね合いはどうかと。県のほうに聞きましたけれども、それは考え方と。考え方ということで、こういうやり方もあれば、1本でしてあるところもありますということですので、うちの分としては新たにその建物を建てたという関連もございますので、あえてひまわり教室のほうは設置条例をつくったということでございます。

○議長（酒井恵明君）

平田議員。

○12番（平田通男君）

これはこの後文教に付託されるわけですが、今の皆さんの意見を聞くと、これじゃだめだと。だれひとりいいと言ってないんですよ。それを文教に付託されても、これはひっくり返すことはできませんよ。終わってからね、文教に付託しますと。付託して、今の意見ほんの文教の人みんなだれひとり、ああこれはもっともだっていうことは一人も言ってない。これはもうはっきり文教に付託されても採択できませんよ。

私一つだけ、そのことを言っておきたいことと、もう一つは今までその学校施設を借りてコスモス教室をやってきましたよね。それから、ひまわり教室は町の施設を借りてやっていますね。それで新たに、また同じようなことを何でここで作らないかんのかっていうこともあるんです。だから、それは今度ひまわり教室を新しくつくったからでしょ、福祉施設として。そうすれば、その1本にしても何も悪いことないんじゃないですか。わざわざ2本出してね、その説明がはっきりない限り付託してもらっても困りますよ。議長、その辺話し合って決めてください。

○議長（酒井恵明君）

暫時休憩いたします。

～午前10時15分 休憩～

～午前11時24分 再開～

○議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開し、ただいま議会運営委員会で協議していただきましたので、その結果を報告し……私から言いましょう。

第2号議案についての訂正をきょうまでに、委員会付託の予定でございますが、その前までに訂正案を出していただきますので、その訂正案が出た段階で皆さん方にお諮りし、了解いただければ各委員会に付託をさせていただきます。この件は文教厚生常任委員会への付託となりますがですね。何か。じゃ、町長。町長から一言ごあいさつがあるようです。

○町長（小森純一君）

第2号議案に関しまして、非常に混乱を来しておるということで、非常に申しわけないというふうに思っております。今いろいろ出ました件も含めて、議案の訂正をひとつさせていただきたいというお願いを申し上げたいと思います。どうか御了解をお願いを申し上げます。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）

今の訂正案をきょうじゅうに出してもらって委員会に付託する前に、一応この本会議でそれに対していろいろ、訂正案に対して意見は言えるんですか。

○議長（酒井恵明君）

はい。

○3番（後藤信八君）続

言えますね。

○議長（酒井恵明君）

はい、その機会持ちます。訂正案はできるだけ早くということを要請してますので、訂正案が出た時点では皆さん方に速やかに配付いたしますので。

ちょっと休憩します。

～午前11時28分 休憩～

～午前11時29分 再開～

日程第2 第3号議案

○議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開し、第3号議案に入ります。

第3号議案に対する質疑を行います。大山議員。

○1番（大山勝代君）

文教委員会での付託になると思いますが、ここで発言させていただきます。

6条の主任指導員の説明の中で、手当は出ないっていうふうに言われましたけども、一般的に主任という名がつくときに、ほかの方と同じっていうことではやっぱりおかしいのではないかと思います。

それから、8条の1から4までありますが、3と4をもう少し詳しく、具体的にどういう子供について想定されているのかということをお聞かせください。

次のページの利用負担金ですけども、10条の減額、免除の対象者の基準はどちらが、その生活保護世帯ということだけでも、そこに対して基準がどうあるのか。それと、2番の町長が特に認めたときというのは、具体的にどういうことか。それから、附則の中での利用料金ですが、とっても値上げ、もう一気に何倍も値上げということになるようです。

学校開放時に、6ページですね、普通火曜日といますけども、学校開放時だけを利用する子供の割合、200人近くいるわけでしょ、両方でね。ですから、今までに土曜日も利用しない、それから休業日も利用しない、そういう子、それがどれぐらいの割合なのか。そして、そういうことを、本当に保育に欠けるので、もう家がわりに四六時中やっぱり利用しなければいけないっていう子のその年間の利用料がとっても差がついてくると思うんですね、今回の改定では。ですから、具体的に目いっぱい利用している子が、今は例えば1千円掛け12カ月っていうことでいいわけでしょう、現状は。それが12千円で1年間町に御厄介になっとなつたっていうか、そういう子供が一番最高で利用したときに年間何万円になって、何倍になるのかって、その辺も知りたいですが、よろしくお願いします。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

まず、第6条の主任指導員及び指導員のところの分ですけども、確かに今までは責任者の方ということで、それぞれの教室に1名ずつお願いをしておりました。これを別に何も要綱等では明記もしておりませんでしたし、やはりそういったいろんな運営上で主体的に動いていただく方ということで、これからもさせていただきたいということでここに明示しております。一応基本的には、ほかの指導員さんと同じということで、主任指導員さんの分の手当の増額といたしますか、考えておりませんでしたけれども、やはりこれからさらにいろんな負担をかけるということもありますので、このあたりの手当につきましては担当課の総務課のほうと協議をしながら進めさせていただきたいというふうに思います。

それから、第8条のところでございます。第3号身体虚弱でという文言を載せておりますが、最初の説明でも申し上げましたとおり、すべてのそういう障害のある方とかという方をもう入れないということではございません。実際、多動性の方とかそういうお子さんも入っておりますし、指導員の先生方がもう一人でつきっきりで指導をされているという状況もございますので、当然そういう方、指導員さんとお話をして受け入れられるような状態の方であれば、当然受け入れるということにしておりますし、ここであえてこう載せさせていただいているのは、これはほかの自治体の条例の事例も参考にしたわけですが、特に体が弱い方で何らかの疾患等で専門的な知識があって、見守りや看護をしなければならないような方、もうほとんどないとは思いますが、そういう方、急に容体が変わるような方とかですね。そういう方はどうしてもやっぱり今の指導員さんの体制では受け入れができませんので、あえてここに載せさせていただいております。そういった方全部すべて排除をするということではございません。

それから、4号のとこの児童クラブの集団生活及び管理運営に支障が生じると認められるときというのは、健康であられてもどうしてもやはり子供さん方、全体の集団生活になじまない方もございます。その教室を一人で飛び出してどっかへ行ってしまったり、友達に暴力を振るうとか、呼び出してけがをさせるとかという方も実際おられます。そういう方に対しては再三指導員の先生方も注意されますし、こちらの担当課のほうも保護者の方とお話をして注意するようというので、大分させていただきましても、そういう方はどうしても大きな事故等につながらないうちに、やはりどうしても御遠慮いただくというようなこともありますので、これも特殊な場合ということで載せさせていただいております。

第10条の減免の分につきましては、生活保護法に基づき保護を受けてるときということで、利用負担を減額し、または免除することができるということで、この生活の状況にもよります。これは小さいところはまだちょっとこれは詰めないけないなというところがありまして、大体はその免除という方になろうかというふうに思います。それから、その他町長が特に必要であるというような場合は、きのうもちょっと御説明しましたが、災害とかということでそういう緊急に非常に家庭に負担がかかった場合ということを見た場合に、減額とか免除を考えております。これも特殊な場合ということで、挙げさせていただいております。

それから、利用料金につきましては、確かに今まで1千円ということで12千円年間ですね。中には、もう途中で利用しなくても1千円程度であればということですとずっと払ってある方も

おられましたけども、今回はこれを基本的には2千円に上げさせていただいてます。あと、この利用時間については、普通の平日が3時間から4時間程度ということと、土曜日とか学校休業日につきましては、やはり丸一日指導員さんが見てあられるということで、そこら辺の利用者の方の不公平感といいますか、これも使ってある方と使っておらない方がおられますので、そういったところでやっぱり明確にせないかと。時間帯、見る時間が全然違いますので、やはりはっきりここは時間で見させていただいたほうがいいということで、あえてこういうふうに分けさせてもらってます。

それで、土曜日とか学校休業日の利用者の方、どのくらいの方が使われているかということですけども、土曜日のほうはコスモス教室、ひまわり教室合わせて大体毎週使っている方は、5名程度おられるということでございます。それから、延長保育の場合は、これはこういう制度をつくりましたから、あえて6時から7時まではっきり利用料金を払っていただければ利用できますということをしてしましたから、今回からふえていくとは思いますが、今のところはひまわり教室のほうのこらぼ館のほうに行かれてる方が2名から3名おられます。それと、どうしても6時までですけども、お迎えが遅くなられる子供さんがまた二、三名ぐらいはおられるということで、この方たちを含めて延長保育の分については、利用がふえるのではないかなというふうに思います。

それから、これをフルに利用した場合ということになりますと、一番上の学校開校時というところでフルに使われるということであれば、これは夏休みの8月分をちょっと外すような形になりますので、48,400円。平日と土曜日保育、それから延長保育も使われてですね。毎回使われるということであれば、そういうことでございます。それに加えて、あと下の表の分がそれぞれ1カ月分、これずっともう個別に入ってますから、これを合計いたしますと60,200円。夏休みも春休みも冬休みも全部使われた場合は、そういう金額になります。

以上でございます。（「議長、議事進行について」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井恵明君）

ちょっと待ってください。（「よか、よかですか」と呼ぶ者あり）はい、議事進行、はい。

○11番（原 三夫君）

議会は、基山はですよ、委員会付託主義になっとるでしょう。だから、絶対じゃないけど、自分の所管の範囲はその付託された自分の所管の委員会でいろんなそういう小さいところまで何でんいっぱい聞いていただいて、そういうふうな協力をひとつぜひ議長からお願いさせて

ください。よろしくお願いします。

○議長（酒井恵明君）

議長は当然と言えばなんですけど、議員さんはそのあたりは認識してあるものと理解しておりました。今の件で、大山勝代議員。

○1番（大山勝代君）

今の同僚議員の発言はもっともだと思います。ただ、どうしてもここんところは言いたいていうことで、委員会でも言わせてもらいますけども、身体虚弱児、それからあと暴力的な子へのやっぱり配慮っていうことについては、どうしても今までの基山の学童保育の従来のよさが損なわれるっていうことで思っています。今まで基山は佐賀県の中で歴史的に随分早くから学童保育をして、そして低料金でサービスをしてきた。それが子育て支援の大きな目玉の一つだったと思います。今の課長の試算でいくと、12千円から50千円近く、そのところまで行くわけですね。それを保護者がそこを本当に細かいところまで理解して、納得していらっしゃるのかっていうことも含めて問題があると思います。

以上です。

○議長（酒井恵明君）

詳細についてはまた、先ほど申しますように委員会のほうで。後藤議員、さっき上がってましたので。

○3番（後藤信八君）

先ほどの主任指導員の件でありますけども、これ臨時職員というんですかね。臨時職員かどうかということと、いわゆるこの常勤職員みたいになるのかということですね。それから、先ほど待遇については考えてないということですけど、このことについて本当にそのままでいいのかということをもう一度確認したいということと、クラブの指導計画、規則には指導計画をつくって立案して実践していくという形になりますけども、この指導計画をつくるのはこども課ですか、主任指導員がつくっていくんですか。どういう負荷のかけ方をこの方にされるのかどうかをもう一回お願いします。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

主任指導員さんについても臨時の方、ほかの指導員さんと同じ臨時職員ということですよ

で、常勤ではございません。勤務時間も同じように1日4時間から5時間の平均的な勤務状態になっております。それから、先ほど言いましたこの主任の手当関係につきましては、これはちょっと今後の問題もありますので、総務課のほうと協議をさせていただきたいというふうに思います。

それから、指導計画につきましては、これは余り詳しいものではありませんけれども、指導員さん方が年間プログラム等をつくられてます。これに関してやはり私たちも見せていただきますので、主体的には指導員さんがつくられてますけれども、こちらがまたいろんなことをお願いせないかんとかという内容になれば、当然御意見を聞きながらお互いでつくっていくというような形になろうというふうに思っています。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）

きのうの一般質問でもお願いしましたように、子供クラブに関してのこの臨時職員は、いわゆるほかの一般的な臨時職員と、正規職員の補佐としての臨時という位置づけと全然違う。今のように、極端に言ったら指導教育の企画立案までせにゃいかんというレベルでありますから、きのう申しあげました待遇改善についていろいろ御検討をいただきたいということと、特にコスモス教室については先ほどいろいろ話題になっておりますけれども、現実には学校の非常に多くの協力を得ながら教室を運営されておるというふうに聞いております。それは指導員の方と学校の主任教員とか、大抵が教頭さんとか校長さんに対応してもらっとるようでありますけれども、そういうひまわり教室とは全然違う運営形態になっておるんで、そういう意味で先ほどから話題になっております管理責任とか、その分についてきちとしたルールを、設備と運営と、特にコスモス教室についてはお互いのこの協定っていうんですか、それが必要になってくると思いますので、条例改正の問題と、先ほどの改善の問題とかかわると思いますけれども、少しこのコスモスとひまわりについては運用の形態が異なるとことは間違いないんで、管理責任についてきちとしたあれをしないと、いろんな規則とかこの運用上のありますけれども、現場が戸惑うということになりかねないと思いますので、ちょっと最初の質問の趣旨と違いますけど、つけ加えて意見として言うときます。

○議長（酒井恵明君）

品川議員。

○ 6 番（品川義則君）

新入生について質問をさせていただきます。

新入生は入学式前日ですか、からということでございますけども、保育園の保育はいつで終わって、新入生はその前日といいますと、4月のことは11日ですか。その日からこの放課後児童に入れるということなんでしょうか。

○ 議長（酒井恵明君）

こども課長。

○ こども課長（内山敏行君）

基本的には、保育園のほうは卒園式が3月27日だったと思います。あと、3月31日までは恐らく保育をされるというふうに思いますので、そのつなぎとしては切れないような状態で、こちらとしては受け入れをするということでございます。

○ 議長（酒井恵明君）

品川議員。

○ 6 番（品川義則君）

といいますと、4月1日からもうこの基山小学校生徒はひまわり教室に行けるということになるわけですか。

○ 議長（酒井恵明君）

こども課長。

○ こども課長（内山敏行君）

そのとおりでございます。（「以上です」と呼ぶ者あり）

○ 議長（酒井恵明君）

松石議員。

○ 10 番（松石信男君）

3つほどお願いしたいと思います。

まず1つは、その主任指導員に対する、もうこのままでいいのかと。手当をつける必要があるのかということで、何人もの同僚議員からも言われております。先ほど協議して進めるというふうなふうに私は受けとめたんですから、それは主任手当をつけるという方向であるということなのか。これが1点ですね。

それからもう一つです。利用の制限のところ、利用定員に達しているときというふう

あります。これはどういうことなのかですね。よくわかりません。ひまわり教室は、既にもう満杯というふうにお聞きをいたしました。待機児童も出てるということで、後藤議員の一般質問だったですかね、そういう中でも出ています。ですから、これ具体的に説明してください。利用定員に達しているときというのを具体的に、どういうときを指すのかですね。

それからもう一つ、利用料の件で大山議員から質問がありました。1年間フル利用した場合は9月から、これも具体的に9月からですけれども、1年間フル利用になれば現在12千円で済んだわけですが、これが60,200円になると。6倍近くに引き上げというふうに受けとめたんですが、それは間違いありませんね。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

まず、第6条の主任指導員さんの件ですけども、総務課と先ほど協議をさせていただくということを言いましたけれども、主任手当をつけることを前提に、こちらとしては総務課と協議をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、利用定員に達しているときということで、これはあくまでやっばしひまわりが110名、コスモスが80名ということで、それ以上は受け入れられないということで考えておりますので、ここに挙げさせていただいておりますが、コスモス教室のほうは今64名でございますので、これからも随時受け付けるということと、あと例えば年間計画を今度出しているただこうと思ってます、利用計画を出していただく、申請の時点で、こういう金額をずっと分けて設定をいたしました関係、例えば土曜日は利用しないとか利用するとか、延長保育を利用するとかですね。当然、随時で緊急に入る場合もありますから、単発利用の場合の随時利用ということで料金は設定はしておりますけれども、例えば夏休みはもう絶対使いませんという方もおられます。夏休みは大体6割ぐらいが今利用されてるということでございます。だから、その間は定員が例えばひまわり教室110名の方が6割とすれば、そこに二、三十名は余裕があります。けれども、夏休みだけ利用させてもらえないかという方もおられると思いますので、そういう方は受け入れるようなことで考えております。その利用、年間の状況を見ながら、できるだけその満杯の状態を利用していただくという方向で考えております。

あ、済みません。利用料金につきまして全利用される、平日から休みの期間全部利用されるということであれば、先ほど言いました金額になるということでございます。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）

この利用定員に達しているときということで、そうすると端的に言えば、これは早い者順ということで理解していいんですか。同時に2人窓口に来られたといったときに、どういうふうな判断をされるのかというのもちっと感じも受け、まあめったにそういうことはないでしょうけど。それと、コスモス教室がまだ定員に達していないという状況ですけれども、これは例えばひまわり教室利用に申し込んで、待機児童になった方がそちらに回るということとはできないわけですかね。それについてどうぞ。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

一応申し込み順は、早い方から随時受け付けをしております。今まで同時に来られて、定員のところにどうしようもなくなったという状況は、今のところございません。

それから、コスモス教室がまだ余裕があるということで、それにひまわり教室の定員オーバーの分を回せないかということですが、基本的には考えておりません。子供さんが結局学校から下校する時点で、コスモス教室まで行っていただかなければなりませんので、その間のいろんな送迎の問題とか考えると、やはり本当はもうそういうふうにされれば一番いいんですけれども、ちょっと難しいのかなというふうに思ってます。その送迎の問題等で今のところちょっと無理だろうというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）

これ町長にお尋ねいたします。

町長は、学童保育については基山町の子育て支援の重要施策と位置づけてるというふうな言い方をされてます。それが今回この利用料の引き上げなのかということなんです。どうぞ、答弁ください。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

確かに、学童放課後児童保育っていうのは大事な部分だというふうには思いますけども、やはり反面その受益者負担といえますか、そういうことも考えていかなきゃいかん、公平性といえますか、そういうことも考え合わせて、今回上げさせていただいたということでございます。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

何度か私もそれぞれの教室に足を運んで指導員さんと話をさせてもらってるんですけども、指導員さんの処遇待遇について話をすると、指導員さんはまずこう言われるんですね。私たちのことは後でいいですと。まず、児童のことを優先的に考えてくださいと。やっぱりそれは、自分たちがプロ意識もありましょうけども、ずっと学童保育の面倒を見てきたと。そういう意識が働いてるんだらうと。だから、自分たちの処遇待遇よりも、先に子供たちのことを考えてくれというふうなことを言われております。しかし、役場はそういう言葉に甘えたらだめと思うんですね。やっぱりきちっと指導員さんの処遇待遇していかなければなりませんし、そしてよりよく働いてもらうように、こういう部分の手当についてもきちっと払うと。そうしないと、やっぱり現実問題として短期間でやめていっておられる指導員さんが多いんだという現実問題がありますので、これについてはぜひよろしくお願いをしておきたいと。前向きに検討するっちゅうことですので、そういうことでぜひお願いしときたいと思います。

それから、利用定員については私も一般質問でも言いましたけども、アンケートで次世代育成の基本行動計画のアンケートをとられましたね、今度計画の行動案が出ましたね。その中でも書いてありますけども、今後利用したいかと。全体的には、14.4%の方が今利用していないけども、もし利用できるなら利用したいと。そのうちのやっぱり1年生が25%が利用したいと。どうしても1年生の子供を持っておられる保護者の方が利用をするようにお願いをしたいんだというのがあるんですね。だから、定員が110名だからもう受け付けませんよと。しかし、今から1年生になる子供さんは、今まだ保育園ですよ。親御さんもまだそこまで真剣に考えてないかもしれませんが、現実問題4月1日から学校が始まれば、ああ、私もあそこに行きたいというふうな問題が現実問題が出てきやせんかなというのも心配しております。

そこで、できたら私は優先順位をいうのはなかなか難しいかもしれませんが、本来のこの放課後児童クラブの趣旨からして、できたら1年生を優先してもらえないかなというのもあります。ただ、なかなか難しいかもしれませんが、定員が110名に決まっておりますので、その定員拡大をとというのも難しいかもしれませんが、何かその辺を方策を考えなければというふうにもちょっと思ってますので、後からこれお願いします。

それから、何点かまとめてもう質問しますが、障害児を受け入れることはできるんだと。これにも、学童保育の問題点についてもそういう項目あります。しかし、現実問題として障害を持ってある子供さんを受け入れられない状況にあるんだというのが現実問題と思うんですね、指導員さんの数からして。そして、そういう障害のある子供を受けた場合のいろんな問題がありましようから、資格の問題からですね。しかし、これは国の施策として障害のある子供を1人受け入れれば、特別に1,420千円でしたか、別にこれ国庫補助があるんですね、こういうあれも。だから、そういうところも使って、もし基山の1年生から4年生までにそういう対象者がいると。そして、その対象者の親の方が預けたいとも思うというのがあれば、こういうのもぜひ活用してもらえないかなというの、また質問します。

それから、もう22年度の放課後児童クラブの案内はできてますね。これはもう既に配ってから、もうちゃんと定員110名、80名と書いてありますし、開所時間についても説明されます。ただ、保護者負担については現行どおりですね、まだ議会でも可決しておりませんので。だから、今預けてある保護者の方はこれを見てから、保護者負担1千円というのを見てから多分申し込まれてると。場合によっては、負担が上がったから取りやめようかと。いるかどうかはわかりませんが、そういうのもありますね。だから、これについてはきちっと説明してもらいたいし、一般質問の中でもこの保護者負担がこういうことで今回決めましたと。国庫補助総事業費から国庫負担分をのけて、そして保護者と、そして町の持ち出しを均等にしたと。これはきちっと説明してもらわないと、何のために保護者にばっか負担ばかけてからという意見が、先ほどからも同僚議員からもありましたけども、出てくると思うんですね。私は指導員の方とも話をしたんですけども、基山の保護者負担の割合は低過ぎるんじゃないですかと、逆に。という意見も、やっぱり指導員の方から出てたんですね。全国平均とか県単位を見れば、3千円ないし5千円っちゃうのがやっぱり基本なんですね。どうしても今のやり方はお金がかかるというのもあるから、この辺は説明をぜひきちっとしてもらいたいということで、ちょっと何点か質問しましたが、お願いします。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

1つ目の1年生の優先というのは、ちょっと今のところは考えていないということで一般質問でも御説明をいたしました。これについては、今後の実態の利用等を考えて、できるだけそういうところも配慮していかなければならないのかなというふうに思っております。

それから、障害の方の受け入れということで、今議員さんから言っていただきましたように、なかなか今の指導員さんの状態では難しいということで、こういう条項を入れさせていただいておりますけれども、確かに補助事業での加算等もございますので、これはそれをすれば当然また持ち出し分といたしますか、町もかかってくるわけですが、今後はそういうのも検討していかなければならないのかなというふうに思っています。ただ、今のところではやはり本当にそういう重度の方については、なかなか受け入れられない状態ではあるということでございます。

それから、保護者説明会については3月じゅうに予定をしております。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

あと一点、これ町長にお伺いします。

町長はマニフェストで21年度時点で6年生まで拡大というのをうたわれてましたね。私はそのときにも少し言ったんですけども、放課後児童クラブを6年まで格上げするのが本当に施策としていいのかということも言った経過がありますけども、今回4年まで拡大されました。新しい建物をつくって、そしてもう定員110名として4年まで拡大して、もう110名になったと。じゃ、6年まですれば、またどこかに新しい建物つくるのかとかという問題がありますけども、町長の考えとしてこれ今回もう4年までして、今後についてどのようにお考えか質問いたします。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

私の思いとしては、確かにもう6年生、当初3年まででございましたけども、そういうこ

とじゃなくて、小学生6年までというようなことを預かりたいというような思いでございます。しかしながら、今度拡充しまして110名ということでどのくらいまで対応できるかというのは、ちょっとやっぱり実際になってみんと疑問だったという面もございます。そういうことで、ちょっとしばらくこの1年様子を見て、本当に110名ずっとこれが来年も再来年もそうになっていくのかどうかという見通しはつけたいというふうに思っております。あの場所にまた拡充というのなかなか難しいとは思いますが、何らかの方法でできれば、小学校という話も以前からやっておったんですけども、その空き教室がなかなかないというようなこともございまして、その辺も見ながらやはりできるだけ多くの児童を預かるという方向でいきたいというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

原議員、手が挙がってましたが。（「はい」と呼ぶ者あり）簡潔にお願いします。（「昼からします」と呼ぶ者あり）え。（「昼からします。昼からしますじゃん」と呼ぶ者あり）議長はこれ第3号議案の質疑で……（「ああ、はい、わかりました。議長」と呼ぶ者あり）原議員。（「まだする。ほんなら、まだ質問ばするのに」と呼ぶ者あり）まだそんなありますか。（「だから、昼からするって言ったんですよ。よかですよ、1時間繰り下げて休み時間を」と呼ぶ者あり）じゃあ、原議員の指名を撤回します。（「はい」と呼ぶ者あり）

第3号議案の質疑答弁中でございますが、ここで午後1時まで休憩いたします。

～午後0時6分 休憩～

～午後1時 再開～

○議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開し、午前中の引き続きで第3号議案に対する質疑を行います。原議員。

○11番（原 三夫君）

第3号議案の中で、先ほどからもお話が出ておりましたんですが、今回利用料金が上がる、アップになっております。それで、私は大幅に上がっておりますので、その根拠をですね、何でそれだけ上げなくてはいけないのかと。そういうことで資料を探しておりましたけど、資料が一切ついておりません。それで、今までの利用料のときの国庫負担と町費負担と、その利用者の負担の問題の計算書があると思いますね。今回それでできなかったから、今度はこういうことでこうですから、このようにアップしますというふうなことで上げられたと思ってるんですね。だから、それと新しいやつを資料をですね、国庫負担と町と利用者と、こ

ういうことで成り立っておると思うんですけど、その資料をぜひ出していただかないと、私たちもこれを簡単に、ああいいですよと黙って手を挙げて賛成するということはなかなか難しいと思っております。それはなぜかならば、やはり利用者が議会は大体どうなっとなんと、何もそういうこともわからんで賛成したのかと、こういうふうなことになるということがありますので、ぜひ議長、もう説明はここで要りませんので、資料を出していただきたいと要求しますが、いかがでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

ただいま原議員から資料要求があり、資料が出れば質疑はこれで打ち切られるということです。こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

今、そういうこと……（「後でいいですよ。出してもらって」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井恵明君）

後刻でいいんでしょう。（「はい、いいですよ」と呼ぶ者あり）

○こども課長（内山敏行君）続

そしたら、出すようにいたします。

○議長（酒井恵明君）

はい、お願いします。（「議長、ちょっといいですか。後でっっちゃうか、議会の終わってからじゃいけませんよ」と呼ぶ者あり）それはもちろんです。（「はい、そういうことです」と呼ぶ者あり）大山議員。

○9番（大山軍太君）

ひまわり教室が110名とコスモス教室が68名ですかね。医療関係と申しますか、その医療施設等も設置されて、どのくらいのところで対応できるかお尋ねします。医務室が何かできんわけですか、110名とかおられる。（「休憩室やろ」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

ひまわり教室のほうの今度の新しい施設については、その医療関係の施設ということではありません。その学童保育の中の教室のちょっと気分が悪くなったお子さんたちをちょっと休憩させるとかという部屋は、畳3畳程度の分の広さの部屋を、これは一体になってますけ

れども、そういう場所は設けております。（「いいです」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

所管委員会でちょっとあれですけど、一言だけでございますけど。

保育時間は、第5条で放課後から18時までということで、基山町の放課後児童教室の設置及び管理に関する条例施行規則の第3条では放課後から19時までとうたわれて、条例では18時までとうたわれて、条例では18時までが、6時までが保育時間。規則では19時まで、この辺の整合性はどういうふうに考えてますか。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

設置条例のほうの規則で19時までということ、延長保育の時間も含めてしておりますので、第3号議案の第5条の第2号のところに、今回から延長保育をいたしますので、19時まで延長保育時間とするということを入れておりますので、これを含めたところでその開設時間というか、それを表現をしておるところでございます。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

ここの辺が非常にわかりにくいんですね。開設時間って規則では開設は19時までと。実際は20時までで1時間は延長保育と。で、料金は延長保育の1時間はしますと。そういうふうな解釈ですね。ですね。はい、わかりました。それじゃ、この辺の条例整備、それともう一つ、本当失礼ですけど、この条例の中に料金、別表。別表に条例にずっと細かく書いてあるんですよ。私が危惧する、これは規則事項ではないかと、内容によっては。というのは、もし夏休みとか冬休みにこういう細かい規定を条例でして、いろんな病気が発生して、夏休みを1カ月おくらすとか早めるとか、そういうときにはこれは条例改正をすぐしなければならないような状況になるんですよ。だから、この条例の別表の中では基本的な負担金を項目を上げて、こういう季節的ないろんな何時から何時までとか、12月、7月、12月、こういう細かいのは町長の権限で、規則で制定しないと、実際の運用上担当者になるし、町長として

は非常にお困りになると、臨機応変な対応ができないふうに私は解釈しますが、これだけ細かい事項、時間等をなつたときに、実際の事務上が私は混乱しはしないか、すぐ専決処分でもう条例を制定をし直さなければならないような状況が発生すると思いますが、こういう状況については私は細かい分については規則で定めるべきと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

学校のほうの条例のほうで学校休業日等を定められております。確かに、そういう緊急な場合といたしますが、大きな災害等ということもあり得るわけですが、もう基本的にはその学校教育法のほうの条例も改正とかというのはないということを前提に、それに合わせた形でこちらのほうに、条例のほうに上げさせていただいてます。それと、これだけ金額等の明細を逆に上げさせてもらってるし、保護者の方に負担をいただくわけですので、あえて逆にこう条例のほうに整理をしたほうがよからうということで、こちらのほうに上げさせていただいております。

○議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。平田議員。

○12番（平田通男君）

済みません、所管で申しわけありませんが、1つだけ教えてください。

今回、利用料金がさっき鳥飼議員が質問がありましたように条例で定めてあります。この条例で定めたものをだれが責任を持って徴収をするかと。徴収するのはどこも定めてないですね。今の状況からすると、要綱の中では現実的には臨時の方がこの料金を集めてあると思うんですが、これで条例でぴしゃっとこれだけ定めてくると、それを集金をする人がぴしゃっと決めておかないといけないんじゃないですか。どこでどのように運用をするんですか。教えてください。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

これまでは月1千円ということで、集めるほうも集めやすかったということもあります。

それで、今回条例でこういうふうに細分化してますので、非常に集金をするときにも集めにくいということになりますけれども、これまで同様保護者の方が子供さん迎え来るときに払えるという便宜的なもんも考えまして、一応指導員さんに預かっていただくということで、もう連絡が行き次第うちの担当課のほうが集金をいたしまして、指導員さんとの確認をしまして出納室収納をするというふうになりますので、指導員さんが一時的でも預かっていただくということにちょっと負担はかけますけれども、そういう話も含めて今指導員さんと話し合いをしております。

○議長（酒井恵明君）

平田議員、いいですか。平田議員。

○12番（平田通男君）

いや、それはできるんですかねえ。（「できんですよ」と呼ぶ者あり）そういうことは。（「公金ば、集金したりなかるうもん」「公金よ」と呼ぶ者あり）そんな責任、極端に言ったら責任もないわけでしょう、この方たちには。そして、集めていただいて、もし何かトラブルが起こったら、じゃあどこが責任とるんですか。ある意味じゃ、要綱の中ではそれでもう済むかもしれないけど、これだけはっきり条例でうたって言って、それはどこに聞きゃいいのかな、財政課かな。財政、教えてください、じゃあ。まだ総務課ですね。

○議長（酒井恵明君）

まだ総務課です。こども課長。お、こっちが手を挙げたよ。よか、調整はいい。こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

私のほうが、こども課長名で集金のほうの収納ができるということですので、あくまで私の名前で集金をさせていただくと。ただ、今平田議員言われたように、一時的にというか、保護者の方がお金を持ってこられたときに、どうしてもやっぱり便宜上役場まで来ていただくとかというよりも、そちらでしていただいたほうが保護者の方もいいということですので、一時的にはそちらのほうでちょっと預かっていただくことになりますけれども、それはもう直ちにこちらのほうが連絡を受けて収納をするということで、あくまで私のほうが収納させていただくということになりますので、そういうことで御理解をいただきたいというふうい思います。

○議長（酒井恵明君）

平田議員。

○12番（平田通男君）

そうすれば、確かにこども課ではできると思いますが、集金日をぴしゃっと定めて、そしてその朝には担当職員が行くというような配慮が必要じゃないですかね。そうせんと、もちろん子供たちですから持ってくるのがばらばらになることは十分考えられますけども、例えば月曜なら月曜日、次の週の月曜日とか決めていただいて、もう朝すぐ職員が行くというような対応をしていただきたいと思います。これはこれで終わります。

○議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。池田議員。

○13番（池田 実君）

1点だけ確認をさせてください。

これまでの月1千円から、国が2分の1、それからその残りを町と保護者ということで大幅なアップになるんですけれども、現在のところひまわりが110名でもう定員オーバーと。それから、コスモスのほうはまだ余裕があるようですけども、この人数がこういうようなアップになったことが理解された上でのその状況なんでしょうか。逆に言いますと、このアップが周知されれば、定員割れというようなことになるんじゃないかという危惧もありますけれども、そういったことはどうなんでしょう。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

先ほども御指摘ありましたように、この利用料の説明につきましては25日と、次の週にそれぞれの教室で保護者会を予定するようにいたしております。そのときに十分説明をさせていただきたいというふうに思いますけれども、確かに今御指摘のとおり利用料金が上がったために来れないという方も出てくるかもしれません。それで定員割れといいますか、そういうことがないとは限らないというふうに思っています。

○議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、以上で第3号議案に対する質疑を終わります。

日程第3 第4号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第3 第4号議案 基山町課設置条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。大山議員。

○9番（大山軍太君）

今度新しく財政課ができるということでございますが、この職員の配置についてお尋ねします。

現在の総務課が何名おられて、この2つに分かれて新しくなった総務課が何名で、財政課が何名か教えていただきたいと思います。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）

総務課の職員でございますけれども、今財政系のほうに5人ですね。それと、総務課のほうに……ちょっと済みません。ちょっと済みません、混乱してます。財政のほうが私入れて8人でございます。あ、行政のほうです。ただ、私は両方兼ねてますので。ただ、今後の財政課ですかね、財政課は一応今のところ予定としては6を予定をしております。管理職が1人ふえるということで考えております。

○議長（酒井恵明君）

大山議員。

○9番（大山軍太君）

総務課はほんなら何名になるんです。（「はい」と呼ぶ者あり）総務課。今財政が6人でしょ。（「あ、次の……」と呼ぶ者あり）新しくなったときの総務課は。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）

変わりません。総務課の人数は、今の財政の5人を引いた分になります。財政係のですね。

○議長（酒井恵明君）

課長、9人……

○総務課長（大石 実君）続

10人だから、10人で変わりません。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井恵明君）

大山議員、よろしうございますか、それで。訂正するなら、はっきり訂正して。総務課長。

○総務課長（大石 実君）

10名と、あと総務課付で派遣職員がごいますので、それにプラス3名になります、総務課はですね。（「何人、13人」「13人」と呼ぶ者あり）はい。

○議長（酒井恵明君）

ほかにごいませんか。（「今現在ということで多分訂正をさせていただくかと思いません」と呼ぶ者あり）はい、はいじゃあはっきり。（「よろしいですか、済みません」と呼ぶ者あり）総務課長。

○総務課長（大石 実君）

というのが、派遣のぐあいがまだはっきり決まっておきませんので、派遣の3名は今現在が派遣3名でございますので、今現在ということで御承知おきいただきたいと思います。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）

ちょっと所管ですけども、大事なことで。

今回の課の分割は、一昨年の統廃合の目的から少し後退するというふうに私はとらえております。したがって、この分割する明確な理由が一応中・長期の財政基盤の確立ということでもありますけども、そのことだけであれば財政の専門職の問題ではないかなと思うんですよね。したがって、やっぱりこれをあいまいな形で分割すれば、例えば来年はもう一つ分割して、再来年はもう一つ分割して、2年後にはもとの14課に戻ったということになりかねないと思うんですよね。したがって、私はこの統廃合のときにも申し上げましたが、やはり今後の課題として専門職制度の導入とか、例えばこれであれば財政担当参事がおってもいいわけですよね。財政の専門家が総務課の中におると。それが議会のほうに出るというような形になれば、別にそういうので解決するわけで、組織上分割せにやいかんかということについてやはり今後のこともありますので、もちろん組織はくっつけたり分けられたりでそり

やしゅっちゅうあることでありますけども、目的がやっぱり機構改革の2年前の統廃合からすると、後退しとるっちゅうことを私は町民の皆さんからとったら否めない事実だというふうに思いますので、そのことについてこれもう意見として、今後のことで組織の統廃合についてはより慎重に決断いただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）

済みません、1点だけどうしても。うちの所管で済みません。

今、後藤議員からそういうふうな指摘がされました。町民の人から見れば、課長が1人ふえるげなど。人件費のかかっとうやなかかいと、せっかく行政改革してというふうな形になると思いますので、課長職が1人ふえることによって人件費の増は何百万円ですか。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）

管理職手当が10%ですので、どなたがなられるかわかりませんが、その人の本俸に対しての10%分が月にして増加するということになる。だから、ちょっと500千円だとして10%で50千円。だから、50千円ふえますので、その12月と期末勤勉手当の分を掛けた分が増加になると思っております。（「だから、幾ら」と呼ぶ者あり）大体、約でございませうか。（「ええよ」と呼ぶ者あり）約500千円ぐらいだと思います。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

ここに議会だより持ってから、ちょっとそのときどういう議論をしたのかというのをちょっと簡単に思い出していたんですけども、平成19年12月議会にこの課設置条例のこの議案審議をこれ行ったわけですけども、目的は何かというふうにこれ聞かれたときに、町長のこれ答弁ですけども、第4次総合計画行政改革に基づいて町単独で生き残るためにスリムな行財政運営を行う機構改革が必要であるということで、これされたんですね。私はそのとき15課体制から10課体制にするのが余りにもやっぱり性急過ぎやしないかというふうな意見も申し上げたんですけども、いやこれをするによってこれ基山町が生き残っていくんだと、単独

でと。そして、この財政効果がどれくらいあるかということで、9,380千円のこれ財政効果があるんだと。平成23年度まで5年間でですね、というふうなことも言われました。今回1人ふえることによって500千円ぐらいたったってやっぱりこれ財政効果が薄れるというのもあるかと思いますが、私は今回新しくこの課を分けて財政課をつくらなければならないという中で、今の総務課長の仕事之余にも多くなり過ぎたんじゃないかと。で、副町長を廃止することによって、総務課長に物すごくこれ負担を強いる結果になったんじゃないかなと。それもまた一理あるのではないかなあと。（「そうです」と呼ぶ者あり）課設置条例の見直しと副町長の廃止と、今回のまた見直し、これ関連ありますか。まず、これについて町長のほうに質問いたします。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

確かに、副町長を置かなくなったということで総務課長の業務がふえたということ、これはもう否定できません。したがって、総務課、財政課、これを統合して一課長で見ると、それにプラス副町長ということで非常に負担をかけておると、それも確かにそうなんです。しかしながら、それを幾らか軽減という意味合いもございますけども、もう一つは総務課という仕事自体がやっぱりしっかりやらなきゃいかんということと、それからこれから先の財政を考えるということについては、やはり財政の詳しい課長というようなということも必要だと。その2つの意味合いで今度財政課をまたもとに戻すと、分離するということもございます。そう簡単にたびたびくっつけたり離したりということはやっぱりやるべきじゃないということもございますけども、その2つの意味があって、今度提案をさせていただいてということもございます。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

私も思うんですね。余りにも、今総務課長はハード過ぎると。じゃあ、4月以降次の方がだれがなれるかわかりませんが、本当に大変な仕事という中ではこういう分割もあるのかなという気はしますが、当初はやっぱり町長が言われてた分の基山が単独で生き残るためのという部分からは、じゃあ若干もう離れていくのかなという気がします。

それからもう一点、ちょっと質問しますけども、今の職員は何名かと質問したら145名ですよと。今回やめられる方もいらっしゃるし、定年の方もいらっしゃいます。そして、一般職で4名を新規採用をされて、そして保健師1名か、合計5名を採用されました。しかし、今回こうしてから課長を1名置くというふうになれば、これ定数に満たなくなると。4月1日当初からこれは定数不足と、人員不足という問題がこれ発生しませんか。これについて質問いたします。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）

確かに、定員管理からすればかなり減ということで、定員管理よりも少なくなるというのはそのとおりでございます。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

これで最後にしますけども、じゃ何かの手を打たなければならないと。そこもまた含めて臨時職員でカバーするというふうな安易なやり方が、今臨時職員も145名いると。そういうふうに嘱託も7名いると。今回嘱託多分地域包括支援センターがなくなる関係で減るかもしれませんが、多くの方が非正規雇用で働いているという現実をやっぱり見てほしいなというふうに思ってます。

これ最後の質問ですけども、副町長を廃止したときにこの町長の職務代行をどうするのかということで、次総務課長と。そして、企画政策課長、税務住民課と順番がありますね。今回財政課を置くことによって、これ職務代行の順位はどのようになりますか。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）

まず、総務課長から企画政策課長、それから財政課長になります。それから、税務住民課長になります。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○ 5 番（片山一儀君）

お願いというか、この前私は12月で組織論について質問したんですね。今回は自治体の任務ということで質問したんです。これの根拠が憲法の前文と憲法の8章、それから自治法の2条に基づいて出てくると思ったら、そういうことじゃなかったですね。だから、これを見ると、私はこれの財政課を分離されたことは非常に賛成なんです。副町長を置かないことも非常にいいことだと思う。ただ、そのときに組織というのは任務をどういう達成するかに決めなきゃいけない。それに必要な人を配置する、適材適所配置をする。あるいは、ポストを歩かせることによって人材を育てるというのは、人事管理の一つのやり方です。そこあたりが基山町の場合は、この前部長制はつくらないとおっしゃったけど、機能的に分けると教育は除いて、要するに住民サービス部門と窓口サービスと、それから現場サービスと、もう一つは自治体の管理部門と基本的に3つに分かれるんですね、大きな機能を見ると。そういうふうに、組織的な体系を考えるトレーニングが進んでない。だから、きょう第2号と第3号の議案みたいに紛糾するもとが出てくるんです。だから、大枠に決めてね、予算あたりも有効けた数っていうのがあるわけですから、1円まで課長が述べることじゃなくて、何百万円のオーダーなのか何十万円のオーダーなのか、やっぱりその有効けた数を考えて入れていかないと、大きな方向で林ばかりつついて、まあ林議員が、林ばかりつついて森を見失う、町民の大きな対する任務達成ができなくなると思うんですね。そこらあたりをお考えいただいて、ちゃんと説明を体系的にこうしてるんだと説明できればね。この前10名を町長1人でどうぞ大変でしょうと申し上げたが、今度11名になるわけですね。そういうふうな必ず組織論とかいろいろなことをやっぱり体系的にお考えいただいて行政運営をお願いしたいということを、あと総務のほうで御検討されるでしょうから、ひとつよろしくをお願いしたいと。

○ 議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。平田議員。

○ 12 番（平田通男君）

せっかく今回総務課の中から財政課を分けられますが、町長は行政のスリム化の中で副町長を廃止されました。その分だけ総務課長に比重が行っていたと。もちろん町長にも行っていると思います。これからいくと、今度は総務課長が筆頭課長ですね。ある意味では、副町長的な役割も私は果たさなくちゃいけないんじゃないかと思ってます。そうなれば、これはもう条例変える必要ないわけですから、総務課長の待遇についてもう少し考え直す必要があ

るんじゃないかと。今、総務課長というのはほかの課長さんと違って、幾ら報酬が多いですか。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）

通常の課長が管理職手当が10%ですけども、総務課長は14%になっております。（「14」と呼ぶ者あり）14です。「14%ということは16千円ぐらいか、約ね」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井恵明君）

平田議員。

○12番（平田通男君）

それでは、これは要望ですけども、もう少し待遇をよくして本当に課長を束ねて、そして町長との間に入って行政を進めていく上で、それだけの私は裏づけをぜひしてもらいたいと思います。これは要望で終わります。

○議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、以上で第4号議案に対する質疑を終わります。

日程第4 第5号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第4．第5号議案 基山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○2番（重松一徳君）

私、こう見ててなかなか理解できずにいたんですけども、今回これ労働基準法の改正に伴ってでしょうけども、時間外勤務代休の時間の新設ですね。60時間以上のこれ勤務時間外の勤務ですので、残業ですね、をした場合に、76時間までの部分でその25%ということで、4時間を勤務時間内に自分の希望するところで結局休みをとれると、休暇をとれるという部分ですね。一つは、基山町職員ですね、平均どれぐらいの今、月に残業時間をされているのかと。これ大体の目安で結構です。

それともう一つは、今こういうふうにしたとしても、職員の中でじゃあ権利として認められている年休をどれほど消化されているのかという部分ですね。そういう問題もまた出てくるだろうと。

それからもう一点は、本当に自分がとれるときにとれるのかと、とりたいときに。逆に言えば、この4時間というのは当然土曜、日曜日は休みであれでしょうけども、平日に自分が優先して申し込める部分だと思うんですね。しかし、業務の関係で年休だったら時季変更権というのがありますね。業務に支障がある場合は、時季変更権で年休を認めないと。これに対してそういう時季変更権が認められるのかというこの3点ですね、について質問をいたします。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）

職員が1人当たりどのくらい残業をしてるかというのをちょっと調べておりませんけれども、60時間を超える、一月にですね、超える時間を調べておりますので、それでよろしいでしょうか。19年が延べ17人です。月60時間を超える人がですね。というのは、この年は選挙がっております。そういった関係でかなり、統一地方選挙と国政選挙がっておりますので、その関係で多くなっております。平成20年が60時間を超えるのは延べ3人です。このときは定額給付等がございましたので、その関係が多うございます。それと、平成21年が12人。これも選挙と定額給付の関係、特別に事業が入った、そういった関係で60時間を超えてる方が多うございます。

それと、有給休暇の大体平均でございますけれども、大体现時点では13日ぐらい、平均でですね、13日ぐらい取得をされております。

それと、時季変更権でございますけれども、指定日の前2カ月前だったら変えることができます。それと、指定後は1週間以内は変えることができます。ただ、指定後2カ月を過ぎるともうできませんので、そのときは時間外で支払うようになります。

以上でございます。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井恵明君）

ちょっと待ってください。重松議員、よろしゅうございますね。片山議員。

○5番（片山一儀君）

これは労働基準法の改正になってやられてると思うんですが、時間管理が出てきてるから申し上げるんですが、フレックスタイム制の導入をすとかね、そういう積極的な案はあるんでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）

一時期ちょっと検討はしてみましたけど、今後そういったフレックスも検討はしていかなくてはいけないと思っております。ただ、フレックスをしてそれだけの効果があるかどうかちゅうのは、ちょっとまだ私どももわかりませんけれども、検討はしていかなくてはいけないと思っております。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

仕事があるかどうかという話は、例えば図書館ですね、今8時半から来られて17時15分で終わるんですけども、これは仕事の質の問題ですよ。だから、あそこは10時開館で7時までとか、そういうふうなフレックスタイム制を導入しなきゃいけないところがあると思うんです。やはり窓口サービスをやるためには、一部そういうところを時間活用をしてやっぱりいくということだってあるわけ、コアタイムがしっかりすればいいわけですから。やっぱりその制度をただ上から聞かれるんじゃないで、行政としていかにサービスをうまくやるためにはどういう制度をつくっていけばいいのか、どういう法律を活用すればいいのかというのを考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）

これも所管でありますけど、ちょっとここ1件確認します。

労基法が4月から改正されるということで、それに基づく人事院勧告、去年の年末に出ました、に基づくということありますけど、50%割り増しということと60時間超のですね、代休設定については、中小企業はこの労働基準法上では3年間猶予すると。だから、中小企業についてはすぐこれ入らないわけですね。入らないっちゃうか入れない。基山町はこの法

の施行と同時にこれを導入することになって、これもう各町一斉に地方公務員の場合は入るのかどうかというのを確認と、周辺事業では例えば中小企業じゃなくてもこちらには上場の企業もたくさんありますけども、基山町の中における周辺事業所がそういう方向にもう既に動いとるのかどうか、4月からですね。その辺のことについて確認しておきたいと思います。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）

周辺の町村の関係でございますけど、佐賀県の10町は今回全部上程するということを聞いております。それと、周辺企業の件につきましては申しわけございません、調査はしておりません。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）

やっぱり今非常に民間が厳しい状況の中で、このいろんな背景の中でその長時間労働をなくすために50%割り増しちゅう付加をつけるわけでありますから、その趣旨は私もよくわかっておりますけども、やっぱりそういう制度ができて入れない、いわゆる民間企業の方が大半だという前提で、この制度を公務員のほうが率先して先に入ることについて、そういう意味でのやっぱり私は本質的にはもう少し中小企業は3年間も猶予をされるんでね、基山町でも少し全体の様子を見ながらというのが本来あってしかるべきじゃないかなというふうに、私は個人的には思っております。そういう意味で、この種の条件の改善については、やっぱり周辺にいろんな状況を確認しながら配慮もするということについて、今後取り組みとしてよろしく願いしときます。

以上です。

○議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、以上で第5号議案に対する質疑を終わります。

日程第5 第6号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第5．第6号議案 基山町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、以上で第6号議案に対する質疑を終わります。

日程第6 第7号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第6．第7号議案 基山町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、以上で第7号議案に対する質疑を終わります。

日程第7 第8号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第7．第8号議案 基山町職員の旅費に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。片山議員。

○5番（片山一儀君）

行政改革に基づいて日当の削減を実施するためと書いてあるんですが、もともと日当を払う目的は何だったんですか。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）

日当の一般的な考え方ということで昼食代、その他の雑費ということで日当が支払われているということです。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

そうすると、確かにこれ全部で積算できない分がたくさんあるんで、多くは雑費という部分があった。昔は携帯がありませんでしたから、電話報告するとか、それから端末までの旅費は大体計算しますけども、それから先のマッチ旅費をなかなか計算できないということがあって、費用弁償という形、後で償還払いてという形もあるけども、そういう意味であると、これを実際の行政の人が出張したときに、形態は変わってるけども、半日当にするとか、4分の1日当にするとか、そういう行政がよく働きやすい環境っていうのはお考えにならなかったんですかね。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）

半日当については、それも廃止しております。ただ、これを全日当を半日当にということですかね。（「そういう検討をしなかったんですかって」と呼ぶ者あり）そこはちょっと検討なくて、もう日帰りのさっき言いましたように、昔から比べれば交通事情とかいろいろ変わってると。それと、県あたりもほとんど半日程度で終わってますので、もう日帰りの日当は省いてもいいんじゃないかということで検討されておりましたので、それと経費節減ですね。そういったことも考えて、遅くなりましたけれども今回提案をしてるところでございます。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

やはり情勢を考えて、例えば昔はもっと佐賀駅から県庁までバスがたくさんあったと思うんですが、それからしたら不便になったです。車で、庁用車で行くという形もあるでしょうけども、やっぱりそういう行政職員が働くためにどうしたほうが負担にかけないで任務達成できるかっていうのは、御検討いただいたほうがよかったのかなと。もうそういう配慮はこれからもやっぱり細部、小さいところまで、大きなところの枠と同時に小さなこともひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

例えば、佐賀県あたりはこれ日帰り日当の廃止は早かったんじゃないのかなと、ちょっと私個人は思っておりますけども。今回出されてる職員の旅費のこの日帰り日当廃止、そして資料に書いてありますように、これに準用する条例ですね、議員も含めて特別職、教育委員会委員とかという部分も含めてこれ全部準用されるんだらうと、今回。それによって去年ベースで見て幾らぐらいのこれ財政効果があるか、わかれば教えてください。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）

21年度の当初との比較しかちょっとしておりませんけども、約3,000千円ぐらいの財政効果といえますか、そういったものがあると思っております。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

3,000千円という金額は、私は高いか低いかわちゅうのはちょっとわかりませんけども、今回この日帰りの日当についてはいいというふうに思いますけども、じゃあ日帰りじゃなくて泊の場合とかは今までどおり、現行どおりいくのかという問題と、日帰りで先ほど交通手段もありましたけども、職員の中に基山町内または佐賀県内でも構いませんけども、出張する場合に自分の車を利用されているっていうことはありますか。もう全部庁舎の庁用車でされているのかですね。この辺だけちょっと確認させてください。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）

私が今まで聞いたので、自家用車でいったというのはちょっと最近は聞いておりません。ほとんどなるべく庁用車で行ってくれということをお願いをしております。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）

泊は日当は支払います、泊の場合は。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○ 4 番（鳥飼勝美君）

この改正の日帰り旅行の定義は、どういうふうな解釈でございましょうか。

○ 議長（酒井恵明君）

総務課長。

○ 総務課長（大石 実君）

質問の意味がちょっとわかりませんが、日帰りは当然その日と考えてます。その日に行って、その日の 1 日の間に行って帰ってくるものと思っております。泊を伴わない。

○ 議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○ 4 番（鳥飼勝美君）

これいろんな考え方ある、極端な話言くとちょっと11時から夜の、明くる日の6時ぐらいまでもし会議とかあったとき、いやそういうケースが出てくると思うんです。やけ、日帰り旅行という定義をはっきりしとってもらんといろんなケースが出てくると思うんですよ。極端な場合、もう朝の0時から12時までも働きよったって日当が出ない場合もあるし、極端に例えば11時から1時ぐらいまでで帰ってきても、夜中の24時ば切れたら日帰りじゃないと、日が2日に渡って帰るからこれは日当は払うとか、そういう基準とか何かをしてもらわんと混乱、その辺の基準を設定していかないとできないと思っておりますけど、そういうお考えは。

○ 議長（酒井恵明君）

総務課長。

○ 総務課長（大石 実君）

そういうことがあるかどうかちょっと私もわかりませんが、会議等がある場合は向こうで例えば県庁で会議があると。そうした場合は向こうで証明を、例えばですよ、時間外として、そういうようになつたら時間外になりますよね。ちょっと言うならば、5時以降12時とか、そういうのであればその部分は時間外でそこはちょっと検討させていただきたいと思います。

○ 議長（酒井恵明君）

いいですか、鳥飼議員、それで。はい。ほかにございせんか。平田議員。

○12番（平田通男君）

今の件ですが、さっき重松議員の質問の中で自家用車で行くことはないというような説明があったと思うんですが、具体的に例えば私はちょっと社会教育におったんで、もうとんでもない田舎で会議あることしょっちゅうあるんですよ。例えば、三瀬の山の中とかね、太良とか、そういうときに今は教育委員会庁用車持っているから行けるんじゃないかと思いますが、現実的には自家用車でずっと行ってたわけですね。今はもしそういうような事例があった場合は、町の中で車をやりくりして、そして庁用車で行くというふうに奨励されているのでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）

なるだけ公用車を使っていただくようにしております。ただし、どうしてもないときとか自分の車で行かなくてはいけない場合は、車賃として距離換算、交通機関があれば交通機関の計算してそういったもので出します。旅費としてはですね。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。後藤議員。

○3番（後藤信八君）

確認ですけど、今回職員の皆さんの日当を行政改革について廃止するということでありますけども、同じ行政改革で上げておられました委員会、審議会の半日当の検討とか、それから今回議員の日当はこれで廃止されますけども、例えば議員の出席旅費の扱いなんかはこれと同じような形で町として検討をされたのか。された結果、出す出さないを決めたのか、その辺のことについて、これ確認だけをしておきます。

○議長（酒井恵明君）

総務課長。

○総務課長（大石 実君）

議員の皆さん方の費用弁償等は一応検討はしましたけれども、今回は出しておりません。その辺は議会との話で議員提案にされるのか、その辺の関係もございますので、そこまで考えてちょっと今回は出しておりません。

それともう一つ……（「委員会、審議会の件」と呼ぶ者あり）あ、審議会の2分の1、半日当でしょ。その辺もちょっと検討はしたんですけど、今回は出しておりません。2時間以上と2時間以内で終わるものというのはちょっと調査をしておりますけれども、ほとんどがやはり2時間以内で審議会、委員会等は終わっております。幾つかの審議会、委員会等は2時間を超えてされてる部分もありましたけれども、今回そこまでの提出までには至っておりません。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、以上で第8号議案に対する質疑を終わります。

日程第8 第9号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第8．第9号議案 基山町保育料徴収に関する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を求めます。ございませんか。片山議員。

○5番（片山一儀君）

これは月末がどうなったとかということの有効期限の変更だろうと思うんですが、今回びっくりしたことがありますて、それは放課後児童保育の料金っていうか、利用料を臨時職員に委託をしているということですね。ところが、保育料については今こども課で集めてありますよね。そこらあたりが社会福祉法人なんかは全部というかいんなケースが、たんぽぽ保育園は町に預けてるんですけども、自分とこで集めなきゃいけない。それで、それが経営感覚につながっていくんですね。そこらあたりの有効期限じゃなくて保育料の徴収の仕方、あるいは放課後児童の利用料金の徴収の仕方は、もともとどうお考えなんですかね。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

確かに、今保育料のほうは税とかと同じような感じで振り込み納付書等を……（「ちょっと聞こえないです」と呼ぶ者あり）納付書等を発行しながら徴収をいたしております。ただ、

放課後児童クラブのほうはまだそこまでの整備等できておりませんで、今回先ほど説明いたしましたように臨時職員の方に徴収をお願いしていると、見ればそういう形になるかもしれませんが、一応一時的に預かってもらう、保護者の方がこちらも当然事務的な納付書とかを全部つくってするようになれば、また対応の事務になりますけども、保護者の方も子供さん迎えに来られるときに払っていただくと、直接指導員さんにですね。そのとき指導員さんはあくまでやはり一時的に預かっていただくということをお願いをしております。あくまで徴収はこども課のほうでやるということをお願いをしたいというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

一時預かりであると、これは詭弁です。それを集めてるというんですよ。利用者からもらった時点で集めてる。だから、集めるのは委託することだって何だってできるんですけども、要するに私が問題にしてるのは、そこに一定の基準、考え方がないんじゃないかと。保育料についても、放課後児童のどうやって集めるのかという基準がきちとしてない、物の考え方に。それを今指摘をしておく。これはほかにもあるかもしれない。たまたまそういうことで出てますから思うんで、それは正規職員とか臨時職員の待遇の問題も絡んでましたけど、そこらあたりを常に、要するに因数分解したとき共通項何かっていうのを常にお考えいただきたいということで終わります。

○議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、以上で第9号議案に対する質疑を終わり、2時15分まで休憩いたします。

～午後1時59分 休憩～

～午後2時14分 再開～

○議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

日程第9 第10号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第9．第10号議案 基山町敬老祝金支給条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。片山議員。

○5番（片山一儀君）

所管で厚生でやれって話があって、一点だけ。

要するに、敬老祝い金を削る理由がここに書いてあるんですが、これは福祉費だけで回すって話ですね、それと一般財源。ほかの全部の減らすべきところが減らされたのか、検討されたのか。要するに、平成12年、2001年に介護保険法が入ったんです。これは高齢者福祉、それから児童福祉、身障者福祉、これで一番弱いところをつつかれたんですよ。なぜか。身障者は傷痍軍人の組織があって、身障者団体ありました。それから、児童福祉のほうはこれは福祉法、戦後の戦災孤児がもって福祉法がつくられたんです。それで、団体がありました。だから、これの反対を受けちゃ困るということで、反対のなかった老人福祉だけを、そっちから保険制度を変えたんです。それと同じようなことをね、他を検討しないで、総合的に検討しないで高齢者だけにやったんじゃないかと。ほいで、もう一つ申し上げたいのは80歳以上というのは戦後をつくった方なんですね。ちょうど今から63年ですから、十七、八歳の方が80歳です、今。特別な功労があるわけです。そこあたりも御検討なくて、全部一律に喜寿だ、卒寿だ、白寿だということで荒っぽいんじゃないかと。町長にそのあたりを聞いて、これだけで質問を終わりますけども。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

私もこの敬老祝い金を削減するということについては、非常に心を痛めるというか迷うところもございました。しかしながら、高齢者の福祉を後退させるというようなこと、これはやっぱり慎重にということでございましたんですけども、一つの考え方としてこれから先いろいろと高齢者に限らず、今度は児童の福祉というような、そういう面でもふえてまいっておりますし、これからももっとふえていくというようなことも考えております。一つには、今度広域市町村圏の平等割ってというか、支出が今まで合併されたみやき町が3町分をずっと負担してあったということでございます。それは5年据え置いてくださいということで5年間来ました。5年間来て、さあこれから先どうしようかと。その時点で考えようということ

でございましたものですから、まあどうしようかということになりまして、いろいろ利害相反するものですから、いろんな案が出ました。しかしながら、あと5年先延ばしということは余りにもみやき町も納得できんだろうというようなことで、結局はことし、来年でそれをみやき町1町分にしようというような、そういう話になりまして、それでどうかというと実際のところ2年、3年後には18,000千円の負担増になるというようなこともはっきりしております。そういうことをもろもろを考えると、やはり何かで切り詰める、それもお年寄りはいかがかと思えますけども、やはり不特定多数といいますか、そういう配分をするということよりもそういうふうな目に見えた、あるいはまた今度肺炎球菌も75歳を65歳までに下げようとか、そういう何かはっきりしたものに必要なサービスをしなきゃいかんというような考えで、申しわけないけどもこういう改定の仕方を提案をさせていただこうというようなことでございます。そのところはやはり必要な部分と切り詰められる部分、スクラップ・アンド・ビルドかどうかということでしょうけども、そういう考えで提案をさせていただいておるということでございます。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

答えをいただけてないんですね。私が聞いたのは、要するに今お金をたくさん生まなきゃいけないということはわかるんです。ですから、それだけじゃなくて、高齢者のとこだけじゃなくて全般を見られましたかということ聞いた。だから、委員会でやらないで聞いているんです。理由は、補助金改革検討委員会が出されたやつでCで削るべきだといったやつをまだ削られてないのがたくさんあるはずですね。ここあたりを削ってやらないと。福祉自体は先ほど放課後児童もありますけど、受益者負担という考え方は絶対に大事なんです。ところが、それ以外のところをみんなでカバーしていこうというのが相互扶助をやろうというのが福祉の物の考え方ですね。ですから、高齢者の負担金がふえたから、介護のほうだから高齢者からだけ取ろうという考え方ではおかしいんじゃないかと。だから、検討されましたかと聞いたんです。理由は今回の予算の編成見ても、財政改革いろいろと入ってるけども、要するに補助金検討委員会の補助金のことについては一切触れられてないですね。私が見つけれなかったのかもしれませんが。読み落としたのかもわからないけども、そのトータルでお金を生むということがどうも欠落して一部弱いとこだけに、あるいは安易に、介護負担のが広

域がふえたから、そこんところを何とかしようかという短絡的な思考じゃないかということで町長にお伺いをしたかったわけであります。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

短絡的に言われれば、まあそういう面があるのかなという気がいたしますけども、しかしながら今度予算を編成をする前に数名の課長で経営会議みたいなこともやりまして、各課から出てる項目別に検討はいたしております。そうした中で何かをいうことでこういう形になったということは、ひとつ申し上げておきたいというふうに思います。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）

まず1点目に、この支給額の削減額ですけれども、今年度21年と、そして来年度、これは削減額は全体で何百万円になりますか。これが一つですね。

もう一つは、今ちょっと町長が触れられたかなあというふうに思ってるんですが、提案理由としてより優先度の高い高齢者施策というふうなことが書かれております。より優先度の高い高齢者施策とは、どういうことなのかですね。

そうすると、最後3つ目ですが、敬老祝い金の支給目的について御答弁ください。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）

まず、今回お願いいたしております額と状況と、昨年度の21年度の決算額、見込み額と比較をいたしますと、3,080千円の減額になります。

それから、優先度とはどういうものかということですが、これは基本的には福祉は結構多い事業でございますが、国あるいは県一体的なサービス事業というのが多くなされております。これにつきましては、当然補助事業関係でございますので、国、県の補助もございしますが、当然基山町での負担も出てくるということでございますので、例えば介護保険、あるいは後期高齢者の負担金、そういう国で定められた制度に基づく施策については、やはり優先度を高めるべきでないかと思っておりますし、当然ここの部分が費用負担といえますか、町

の負担が多くなってきておるということでございます。

それから、敬老祝い金につきましては、今までの高齢者の方に対しての敬意をあらわすということで、こういう形で支給をさせていただいておるところでございます。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）

そうすると、3,080千円ぐらいと。これで財源削減できるということで、ほかのところに回すということでしょう。そうすると、より優先度の高い高齢者施策ということで今ちょっと言われました。しかし、いずれにしても介護保険制度、それから後期高齢者医療制度にしても確かに制度はできて、そして実施もされております。これが非常に高齢者に受けているかと。介護保険制度を一つとりましても、さまざまな問題があります。このごろの新聞では特別養護老人ホームに入ろうとしても入れないと。あれでも入っていいことになってるわけですね、介護保険制度では。要介護になれば。入っていいにもかかわらず入れないと、つくらないと。お金がかかるからということでしょう。後期高齢もしかりですよ。後期高齢なんかは、全くこの前の政権交代の一つのあれですよ。だから、何か非常にこの高齢者福祉がよくなってるかという、大変私は疑問に感じます。

それでいくと、先ほどこの敬老祝い金についてはそれらと比較していいものだろうか。そういう制度とですね。そういう制度がどんどんよくなれば、もうこれは極端に言えば安心していいよというふうな格好になるかもしれない。そういうふうに同率に置いていいのか。先ほど言われました、目的は。長寿を祝福するというわけでしょう。長寿を祝福せんでどうするんですか。後期高齢者制度にしても、本当に年寄り死ねということかと言われてるんですよ。お金がかかるから、早く死んでくださいと。例えば、後期高齢者制度になったら人間ドックでも補助廃止したわけでしょう。ないわけですよ。人間ドック、あなたたちはもうかからんとでよかということなんですよ。それは知ってあると思うんですよ。だから、本当にそういう意味じゃ冷たい施策が近年続いている。もうこれ政府の、大きく言えば政府の責任ですけども。そういうものに同情したような形で本当にその先ほど同僚議員も言われましたけど、戦後基山町をつくり、地域をつくり、郷土をつくり、家族をつくり、社会貢献された方にこういうこととしていいのかというふうに私は非常に思います。そういう意味で、この敬意を表するということは削減することかと。その点お答えください。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）

まず、私が何点か申し上げました制度については、いいか悪いかということになると、私たちもはっきりいろんな批判ありますので、そこら辺は当然すべていい状態での制度とは思っておりません。ただ、これは当然国、県、市町村一体でやっていくものでありまして、政権交代になりましても見直すのであって、必要経費はいずれにしても出てくるということは間違いのないと思っております。ですから、制度のよしあしじゃなくて、必要経費を見ますと当然町の負担は年々ふえてきておるということは御理解いただきたいと思いますし、敬老祝い金につきましても本来からいいますと、私担当課といたしますとやはり削減することなく、逆に言えばふやして、そのお気持ちをあらわすということが一番だと思いますが、ただそれがそれじゃ100千円がいいのか、200千円がいいのかということもありますので、ここら辺お金の問題ではないのかなということも1点あると思います。ですから、あらわす気持ちは当然ございますので、廃止をするということではございません。ただ、70歳につきましてはちょっと廃止という形になりますが、全体的にはそういう気持ちでございます。

それと、先ほど町長のほうからお話ありましたけれども、やはりサービス関係はこういうサービスを受けて、それに対しての支払いということですから、結果がはっきりしております。いわゆる費用対効果があるということですので、やはりそういうのは優先的に進めるべきではないかという、私の担当の立場としては今回ぜひともこういう形でお願いをして御理解をいただきたいというところでございます。

○議長（酒井恵明君）

原議員。

○11番（原 三夫君）

高齢者の敬老祝い金の今度の減額ですね。ちょうど今から6年ぐらい前ですか、町長就任をされた直後に小森町長がその当時の祝い金が25,000千円全額であったのが、20,000千円減らされたと、減額されて5,000千円。今回またその3,000千円ぐらい減額になったわけですけど、それから70歳がけられたということで、だんだんだんだん減らされてきて、もう最後はしりつぼみになって、もう廃止になるかなというような感じもしますけど。

もちろん、この提案理由の中にもいろいろ今聞かれたように優先度の高い高齢者の施設と

か介護保険制度との関連を言われましたけど、しかし本当にそうなのかなという私気がしますけど、結果的にこの祝い金を減らすという、このお金を減らして、先ほど出ましたあの放課後児童の問題については上げると。何かどういうものにお金をそんなに削って削って落としてですよ、減額をして、片方は倍ぐらい上げて、片方は下げて、お金をやらんことになって金はいっぱい出てきようじゃないですか。これ何に一体使うんですか、こういうお金は。何かやっぱり理由があってでしょう。歳入マイナス歳出で、足らんから帳じり合わせじゃないけど、それとか近隣市町がよそも出してるからうちも出そうと。そういう感じですか。そのちょっと2点を。その辺を。

○議長（酒井恵明君）

担当課長で答弁いいですね。（「いいですよ」と呼ぶ者あり）健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）

先ほどもちょっと申し上げましたが、敬老祝い金につきましては3,080千円、一応予算では財源的に浮くという形になる予定でございますが、それにつきましては当然基本的には高齢者関係で使わせていただくということを、私たちはそういう形で認識をいたしております。先ほども申し上げましたが、後期高齢、あるいは介護保険関係がやはり伸びてきております。それと、先ほど町長も言われましたが、負担金の問題の負担割合も変わってくるということもございまして、そういうことあたりにこの財源についてはぜひとも充当をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

原議員。

○11番（原 三夫君）

6年ぐらい前20,000千円と、今度もまた3,000千円減らされたわけですね。だから、そういう金はその金には色がついてないからどこに使いましたとわかりませんけどね、大体だからこの分を減らした分はこれに充てるんだとかね、そういうものをある程度きちっとやりわかるでしょ。だから、今度3,080千円減る分は、例えば学童保育の問題を上げるとを上げんでそちらに回そうとか、やはりきちっとした何かがないと、ただ弱いところにしわ寄せをするというふうな格好は余りよくないんじゃないかと。

それから、きのうの新聞でしたか載ってましたけど、新しい政権にかわっているいろと国

保の関係の問題で、国は物すごく今度金が余ると。本人負担がふえると、大分。そういうふうなことも新聞に載っておりましたけど、あれいつから実施されるのかははっきりわかりませんけど、ちらっと読んでみましたけど。その辺もう答えいいですけど、結局高齢者は負担が、その高齢者に金が要るからあんたたちが全部出しなさいと、そういうふうな格好でしょうけどね。だから、減らした分をどのように有効に使うかということについては、もう少しきちっとその根拠を示してもらわないと、私はちょっと納得できないなあと思っておりますけど。どうせわからんとでしようからね、その辺は。あなたたちはきちとしたもんは。ただ減らそうということでしょうもん。だから、ここが一番減らしやすいから、ここは金足らんけ、減らそうかと。こういう感じじゃないとですか。20,000千円減らしたときにも、私はそういうふうどこに使うかって言ったけど、入院費のほうにと言うけど、入院費はこの前の質問ではたった年間500千円ぐらいしかいってないっちゃんことだったでしょう。だから、減らした分をどこにどうその充てていくかということがはっきりしておけばいいわけですよ。もっとも減らすところがあると。あるでしょう、メスを入れないかんところが。わからんなら教えましょうか、ここで。もう少しその辺をしっかりと減らすところをきちっと減らしてやっていただきたいと。あと答え要りません。要望しときます。（「いいですか」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井恵明君）

削減額を何にという問いもあつとったようですけど、答弁要りま……（「それわからんですよ」と呼ぶ者あり）いや、答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）

まずは、先ほど町長申されましたが、肺炎球菌、具体的に新しい事業ということになれば肺炎球菌を75歳から65歳までに落とすと。これは以前まではもう1回しかだめだということでしたので、高齢者になるべく1回受けていただきたいということで、75歳というのを設定しておりましたが、5年たてば、5年間隔をあければ2回もいいということになりましたので、これを65歳に下げさせていただきまして、これは新たな事業でございます。ただ、ほかにつきましては先ほど申し上げました市町村広域圏介護保険の負担金とか配食サービス、あるいは後期高齢あたりにどうしても一般財源が伸びてきております。ここにその分を充当させていただきたいと担当のほうでは思っております。ただ、御指摘のとおりこれに色はついておりません、この分はですね。だから、それはどこに行ってるかと言われると、私たち

担当としてはそういう条件でこの今回敬老祝い金の削減をお願いいたしてるところでございます。

○議長（酒井恵明君）

原議員。

○11番（原 三夫君）

今言われました課長の介護保険の金が足りんからこっちを減らすということは、それはちょっと私は違うと思います。こちらに持ってくるのは。介護保険は介護保険でやるとですか、私たちも全部出してますよ、金を。その中でやってるんですから、それは経費がかさむから祝い金を減らすということは、別問題じゃないでしょうかと私は思っております。

以上です。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井恵明君）

ちょっと待って。平田議員。

○12番（平田通男君）

所管ですから、これ以上言いませんが、町長にお尋ねですが、町長になられたときに前回敬老祝い金を20,000千円落とされましたね。そして、今回5年後にさらに3,080千円をカットしたいという提案をなされてます。これはもう完全な政策予算なんですよ。基山町の単独予算、ある意味では基山町の高齢者福祉に対する目玉予算ですよ。目玉予算だから切りやすいし、町長の考え一つでこういう形に出てきたんじゃないかと思います。前の町長がよくこういうことを言っておられましたですね。自分が在任期はここは扱ってくれるなど。だから、自分がやめられた後新しい町長になられたときに、町長が自分の政策的な判断として高齢者から町単独予算だから20,000千円削りやすいということでここで提案されたわけです。そして、今回またこういう提案をされました。提案されたことは結構なんですが、議会の一人として今の説明では納得できませんよ。これは高齢者に対して議会みんな認めたとかと聞かれた場合に、これこれの理由で認めましたという理由になってないでしょう。さっき同僚議員が言われたように、例えば補助金の問題とか委託料の問題とか、もう何回も提案している。その中でわずかですよ、これは。わずか3,080千円の予算をなぜここで削るんですかと。その理由の説明がない限り、私は議員の一人として賛成はできません。ああ、なるほどということであれば、もちろん賛同しますけれども。さっき原議員がちょっと言いましたけど、もっといっぱいあると、ここ削ってもいいんじゃないかという意見は、私たち自身がいっぱ

い持ってますよ。ただ、これがあくまでも町単独の目玉予算だから、高齢者福祉に対する目玉予算に対する町長の考え方として削ったと。それを高齢者の皆さんに納得させきりますか。そりゃ財政が厳しいとかいろいろ言い方はあるでしょうけども、今ここの提案理由の説明だけからすると、とてもやないけど納得できません。もうここも扱った、ここも扱ったと。町長は自分としてこんな目玉予算は要らんと。高齢者福祉に関しては、町単独の予算だから要らないんだということをはっきり打ち出すなら、それはまた考え方が違います。そういう意味で、私はもっとすっきりした減額をする理由を議会側に提案をしていただきたいと思います。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

過去のことで今さらというようなことも思います。そして、記憶的に定かでもございせんけども、確かに5年前、6年前ですか、20,000千円、いわゆる敬老祝い金として落とさせていただいたということは覚えております。それをどこに持っていったかということでございますけども、一つやっぱり大きくは学校教育、特にやっぱり特殊学級といいますか、その辺に力を入れなきゃいかんということで人員もふやしたかというふうには思っております。そのほか、やっぱりそういうその教育関係、福祉関係に持っていったというようなそのくらいのとこしか思いつきません。

それから、本当に削るばかりでいいのかというようなことでございます。それにつきましてもまだお示しはしておりませんけども、この前から言いますように財政シミュレーションというのも一応やっております。そうしたところで、本当に今の基山町の財政規模、50億円を超えた財政規模でこれからどうなるのかというような、そういう危惧を持っておるということ。したがって、やはり先ほど言いますように、不特定多数にというような考え方はできるだけ抑えていきたいと。そして、やるべきところにはやる。そして、財政規模ももう少しやっぱり抑えていって、その辺のバランスをとっていくということが必要だというふうな思いがあってでございます。

これは福祉課長は申しませんでしたけども、ちなみにこのよそがどうこうということで、それを削っていいという話じゃないということもお断りしておきますけども、よその状況でございます。鳥栖市は80歳で5千円、85歳で5千円、88歳で20千円、99歳で30千円、100歳

で50千円ということでございます。みやき町はちょっといいのかと思いますけども、70歳で5千円、77歳で10千円、88歳で20千円、90歳で30千円、99歳で30千円、100歳で50千円となっております。それから、上峰町でございますけども、上峰町は70歳で5千円、77歳で10千円、88歳で20千円、99歳で30千円でございます。それから、吉野ヶ里が大体頑張っておりまして、75歳で10千円、77歳で10千円、85歳で20千円、88歳で30千円、95歳で50千円、100歳で100千円と。佐賀市は88歳で10千円、100歳で30千円、100歳以上で30千円と。それから、小郡市が80歳で10千円、90歳で10千円、100歳で30千円、100歳以上30千円と、大体そういうところになっております。したがって、70歳支給もあるところもありますけども、余りないということ、それから額的にもばらつきございますけども、そういう状況だということ。ここよそも以前はもっとあったんじゃないかなというような気もいたしますけども、それはわかりません。大体状況としてはそういうことだということでございます。

○議長（酒井恵明君）

平田議員。

○12番（平田通男君）

今、各市町村の例を挙げられましたけれども、ということになると町長の目玉政策じゃないわけですね、これはもうはっきり。高齢者に対する基山町単独の町長の目玉政策ではないと。だから、町長の思惑として自分は高齢者に対してはこの程度の祝い金でいいんだと。だから、議会側も認めなさいということの提案として受けとめさせていただきたいと思います。ただ、今言われた数字を高齢者の該当者に説明しても、とても納得いくもんじゃないし、そして高齢者の人がそのことを知ろうともしないだろうと。私たちはやはりそのことを受けて、採決をしなくてはいけないというふうに私自身は考えてます。

以上で終わります。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）

先回の一般質問で私は高齢化についての課題を提起いたしました。これから特に我が町内とか新興団地が急速に高齢化するというので、これからは高齢化対策にいろいろ資金も投資してもらわないかんというふうに私は個人的に思っております。例えば、足の確保とか、それから同僚議員の一般質問に出ました職の確保とか、それから安全の確保、これから幾ら

でも高齢化社会には事業としてかかってくるわけでありまして、先ほど肺炎球菌の65歳まで拡大とか、もう配食サービスも10,000千円ぐらいの事業になつとも思います、年間ですね。いずれにしても、高齢者の皆さんに納得性の問題だと思うんですよ。一律現金サービスがいいのか、本当に制度政策を充実されるのがいいか、そういうことでもう少し丁寧に提案理由の中で説明できるようにならないと、その説明できんということが1点と、もう一点先ほどの職員の日当のところで申し上げましたが、同僚議員も少し申し上げるとと思いますが、ほかの削減を真剣に検討したのかなと。例えば、委員会、審議会の日当の半減とか、それから議員の出席旅費の半減とか、あるいは廃止とか、3分の2の議会がもう既に出席旅費なんてないわけですから。そういう意味で難しいそうなところは残しとると。通りそうにないところを残して、易しいところを、さっき同僚議員も言いましたけども、そういう気がするんです。その後の重度心身の福祉年金ですか、この辺のこととか、現金給付について大幅見直しっちゃうことは、一律政策としてそりゃ私はわからんことないんですけども、どちらにしましても本当に町民の皆さんに対して、例えば我々だったら我々の出席旅費はそのまま、祝い金は半減になりますという説明なんてできませんね。委員会、審議会もそうじゃないですか。1時間、2時間の審議会に出て5,700円の日当があると。そういうのを温存したまま弱いところは減らすと、切るということについては、非常にこの納得性がないというんですか、そういう気がいたしますけど、いかがでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

執行部の方をお願いします。先ほど平田議員よりも質問の中で削減する理由を明確に説明してくれっていう質疑もあってました。それにはお答えがあってないと私は理解してますが。そのあたりを含めて明確な答弁をお願いします。町長。

○町長（小森純一君）

削減の理由が明確でないということ、これ今数名の方から出たわけですが、やはり大きくは基山町の将来を考える、財政を考えると。そうした上で本当にシミュレーションをやってみると、かなりのところだなと。今まではある程度バブルというような時代がございまして、それが弾けて不況になったと。そして、その中で以前からの予定の小学校建設もやったというようなこと。そういうことが重なって、かなりの財政規模でここ推移してきておったと。60億円前後というようなときもあったようでございます。しかしながら、これはやっぱりそれじゃいけないんだということで、いろんなことで今までも削減を検討はや

ってもきたというふうに思います。その効果もある程度、きのうも申しましたように、前回のシミュレーションではもう基金の枯渇っていうのは近々あるんだというようなことでございましたけども、いろんなことをやりまして先延ばしというようなことにもなったと。だから、今やっぱり基山町もここで頑張らなきゃ、そしてそれが福祉の減退につながるといけないとは思いますが、やっぱり何からやるか、何を削るかというようなその辺の判断は必要だろうということでございます。そういうことで、まだほかにもいろいろ削るもんもあるということでございますけれども、そういういろんなことも考えております。職員の互助会に対する歳出もゼロにさせていただいたし、削れるところはできるだけ削っていくと、そぎ落としていくというようなそういう考えがベースにあるということでございます。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

今ですね、申し上げますけども、一般財源が非常に厳しくなり、いろいろ工夫されてるのはよく見えるんです。しかしながら、補助金検討委員会でやったこともされないし、私はこの中で多分私だけでしょう、本庁勤務をしてるのは。国家公務員の本庁勤務の厳しさなんか知ってる人いない。それなのに国家公務員給与のベースに合わせてるじゃないですか。しかも、今町民の人が知ってるのは新聞に出た99.7%ですよ。それが12月だったか99.5にぐらい下がったんだと思いますけども、そこらあたりをいじらないでにおいて、それだけ1%、あれね、2%下げただけでもこんな財源ぱっと浮きます。きょうのことにありましたけど、やっぱり民間の基山町の税金で、公務員っていうのは基本的にあるわけですね。所得税は国に行って帰ってきますね。住民税はこうやって、あります。そこらあたりの全般の予算体系をひとつ見ないと、説明できないと。本当に、私はこれは地方公務員こう来て、国家公務員の一般職の勤告ベースで動いてるのでびっくりしてるんです。本当の話が。全部その勤務一緒についてやってるわけじゃないから知りません。全部を知ってるわけじゃないけども、灯の消えぐあいを見ても全然違います、質も違うと思いますし、それが多いと。それだけを町長はこの前特別職だけ4%削られました、4.5だったかね、削られました。1人だけだったら、パフォーマンスです。上峰町の町長だって半額にした。組織で動くときは組織で物を考えなければ、私は皆さん納得していただけないと思うんですね。確かに、互助会のやつも予算見ると削ってありますね。いろんなこと御苦労は見えるんですが、それが本当に全般として皆

さんに納得していただけるように説明できるのか。自信を持って積極的に説明できるのかということをご検討いただきたい。これはもう文教になってしまうと、町長に申し上げる機会もなかなかございませんので、あえて申し上げさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

一々申し開きするのもなんですけども、さっき片山議員がおっしゃったのはラスの問題であると思います。確かに、ラスは高うございます。佐賀県でも3番目というぐらいのところでございますもんですから。これは何とかやっぱり考えなきゃいかんということで、この今度の4月からどうかというような議論もしておりましたけども、1年かけてしっかり取り組もうじゃないかというようなこと、それからラスもいろいろ計算、いろいろとあるようでございますもんですから、私もその辺もちょっと勉強させていただいて、取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、職員の給与でございますけども、これは私の思いとしてはできるだけ扱わないようにというようなこと、不合理なところは当然是正していかなきゃいけませんけども、基本的にはできるだけ扱わないようにというような思いでございます。

○議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

○1番（大山勝代君）

所管ですけども、言わせてください。

先ほどの町長の他町の金額等を言われたのを聞いたら、なお何か反論といいますか、それが強くなってですね。逆に考えたら、70歳がよそはほとんど支給されていないわけですけども、基山はよかねって、70歳ももらえるとっていうことにもなるわけですね。近所の方にことし70歳、ことしからですかね、もう廃止なんですよね。ことし70歳になる人にこがんよって言ったら、もう本当に驚かれてですね、もう何でっていろいろ言われて、その方は介護保険も利用されてません、元気ですからね。それから、宅配サービスも利用されてません。遺族年金で細々とだけでも、頑張っってひとり暮らしで生活してらっしゃいます。その方が70歳になって、ささやかな楽しみとして持っていたものがもらわれんって、10千円

っていうのをとっても驚かれて、それに対して私がそうやって、私も賛成したよということにはなりきりません。ですから、御検討を、再検討をいただきたいと思います。

そして、そこでちょっと質問ですけども、70歳が廃止になるということで、半額にしても77歳までもらえんわけですよ。そしたら、70歳から77歳までの年齢の人が今どれくらいいらっしゃるでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）

70歳から77歳はどれだけあるかというのは、ちょっと申しわけありません。今ちょっと調べておりませんが、一応70歳につきましては193名、ことしの見込みでですね。77歳が147名でございますが、その間の71歳から76歳までの数値については、ちょっと今手元に申しわけございません、持ち合わせておりません。

○議長（酒井恵明君）

大山議員。

○1番（大山勝代君）

77までもらえないってことは、今まで70歳で節目としてもらえたってことで楽しみに待っていた方が77までのうちに……（「76まで」と呼ぶ者あり）ああ、76までのうちの亡くなられたら、一回ももらえないままってことになるわけですよ。だから、それは忍びないなあと思います。ですから、先ほども言いましたように再検討していただきたい。

それから、その節目っていうことになると、ぱっと見たときに、そして全体を半額にされてますが、100歳以上の方がその50千円から30千円っていう、半額じゃないですよ。その細かいところのね、それからその節目が本当にこれが適当なのかっていうことも疑問です。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）

70歳を何でそれじゃやったかと。あと半額になってないじゃないかということでございますが、必ずしもその半額ではございません。やはり100歳以上の方については余計に長生きをされてるということで、簡単に半額という形じゃなく、30千円という形でちょっとさせて

いただいておりますが、一つは平均寿命も上がってきておりまして、それから一つにはこの線引きをさせていただきましたのは、いい悪いは別といたしまして一応前期高齢者、後期高齢者の枠組みから考えますと、75歳以上が後期高齢者ということもありまして、私たち担当といたしましてはそこら辺の線引きで今回77歳からということで検討をさせていただいてるところでございます。

○議長（酒井恵明君）

林議員。

○8番（林 博文君）

私も所管ですけども、どうもこの少しの金額を、もう所管ばかり言うとはんに気の毒かけ黙ったんですけども、町長がよく言われる先の財政を考えてるというようなことも確かにあるわけですが、これは3,080千円から見れば、ほかの確かに今までの意見が出たその委託料の問題とか、本当に長寿を祝うと、そして今までやっぱり基山町の基礎をつくっていただいたこの70歳の方たちが一生懸命やっぱり基山のこの町税च्छूंですか、納めた中で来てあるのに、ささやかな金額を削るというそのものが私はどうも納得がいかないと。ほかにまだ削るところがあるし、確かに高齢者が基山は進んでいくわけですが、もう一回これは検討してもらえないかなと私も思います。確かに、この目的そのものはやっぱり長寿を祝うということと、今までの敬意をあらわすという意味でささやかですが、やっぱり祝い金をやるというのが目的ですので。それと、町長が先ほどからほかの市町村を言われたんですけども、やっぱりみやき町なんかについても80歳、88歳についてもうちよりかも倍、20千円というようなところもあるし、70歳のところを削ってあるということですけども、70歳にしても5千円をゼロ歳にするということでしょうか、今回は。

○議長（酒井恵明君）

0円です。

○8番（林 博文君）続

やらないच्छूंことでしょうか。そういうことから見れば、もうちょっと一回十分検討してやっていただきたいと。まだ続けていただきたいというのが本音です。よろしくお願いします。これは意見です。

○議長（酒井恵明君）

池田議員。

○13番（池田 実君）

所管ではございませんので、確認だけさせていただきます。

まず、1点。昨年の当初予算では5,840千円だったと思うんですけれども、それがことしの新年度予算では2,280千円が上がっております。ということは、差し引きの3,560千円というのが減額じゃないかと思うんですが、今の説明では3,080千円とかというのはどういう根拠でしょう。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）

これにつきましては、21年度はもう精算ができておりますので、その当初予算じゃなくて実際の決算額ですかね、それと比較をさせていただいております。ですから、その21年度につきましては決算額といたしまして5,360千円でございます。22年度で予算をお願いいたしておりますのは2,280千円でございます。

それと、申しわけございません。先ほどの大山議員さんの年齢の回答出ましたので、ちょっとよろしいでしょうか。71歳から76歳まで。よろしいでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

はい、含めて答弁してください。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）続

済みません。

71歳から76歳までにつきましては、961名でございます。これは2月末現在でございます。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

池田議員。

○13番（池田 実君）

2回目でございます。

私もこの減額には、とても賛成はできないというふうに思っております。というのが、当初は25,000千円あったものが、もう10分の1以上の2,280千円になるということですよね。非常に高齢者に対して本当の長寿の祝い金として喜んでもらうべきものが、こういうふうにかットされるっちゃうのは、もっとほかに削る部分があって、それをしないでおいでこうい

う形でされるというのはちょっと疑問に思います。ただし、この減額の理由がこれだけの3,080千円ですか、これをこういった高齢者の方々に使いますよという明確なものがあって、それが納得されるようであれば、これはやむを得ないというふうに、その高齢者の方も思われると思うんですけれども、先ほどのあの注射だけで3,000千円もかかるわけないわけですから、だからそういう意味でこの3,000千円に相当する妥当性のある説明をいただければ、また考え直すことはあり得ると思いますけれども、今のままでは非常に厳しいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）

私の説明がまずくて申しわけございませんが、この分を丸々肺炎球菌のほうに持っていくということではございません。新しい事業といたしましては、肺炎球菌の65歳まで引き下げたということで、五、六十万円はそれは出るということですが、3,000千円からするとわずかでございますが、あとはいわゆる介護関係の市町村で負担をする額ですね。介護とか後期高齢とか保険料とかでいただいておりますが、必ず公費で負担をしなければならない部分の額が当然ふえてきてまいっておりますし、先ほども出ましたが配食サービス、あるいは緊急通報システムあたりが合わせますと一千二、三百万円ぐらい出ておりますので、そういう財源のほうにできれば充当をさせていただきたいということでございます。

○議長（酒井恵明君）

池田議員。

○13番（池田 実君）

その介護保険とかその他の分については、原議員のほうからもございましたけれども、私もそれは話が違うんじゃないかなという気がします。私どもはそれぞれその後期高齢者にしたって、介護保険にしたって払っておるんですよね、基準に従って。それが足りないからうちゅって、そのこういう敬老祝い金を充当するうちゅうのは、何か筋が違うんじゃないかなあっている気がします。私も76歳です。後期高齢者ですけども、だからちゃんと3割負担で払ってます。後期高齢者の医療保険制度についても、ほとんどこれまでと変わらないぐらいの金額を払ってますし、それにプラスして介護保険も払ってます。だから、それをしま

すと国民健康保険のときよりかもっとふえているというふうに思ってます。ですから、介護保険とか、それからその他の広域のものをこういった敬老祝い金で持っていくっちゃうのは、ちょっと何か理解が得られにくいんじゃないかなあという気がしております。

以上です。

○議長（酒井恵明君）

答弁はよろしゅうございます、はい。重松議員。

○2番（重松一徳君）

私も一言言わせていただきたいなというふうに思いますけども。

先ほどから各議員言われておりますけども、やっぱりこれ政策予算なんですね、町長の、いろいろ言っても。私は、例えば増額させるというもし議案だったら、やっぱりおかしいというふうに言います。減額もおかしいと言うんです。なぜかといえば、今これだけいろんなもう各議員から言われましたけども、実際今から先この高齢者の方がもらうとき減額されましたとなつたならば、やっぱり理由は何でかいと聞かれるんですね。先ほどから言われましたけども、政策をよくするんだとか、両立するんだとかと言われても、そりゃもうやっぱりきれいごとですね。財政が厳しかつちやなかと。そいけん、やっぱり削減したっちゃうかというふうに高齢者の方は問われると思うんですね。そうすると、いや基山は確かに財政も厳しいと、こういろんなことも今財政改革もやってるんですよというのも片方で紹介しないと理解できないと思います。提案理由がやっぱりそこには財政の厳しさっちゃうのを書けば、おれたちにばかりこの財政の厳しさを、負担を強いてからというふうに言われるから、ちょっとそこは言い切らんからこういうきれいごとでと。私はそういうふうにとらえられるんじゃないかなというふうに思うんですね。だから、その辺ちょっと町長、本当今度ことし9月20日が敬老の日で、また式典がありますね。たくさん的高齢者の方が来られて、その中でいや今回こうしてから減額させていただきますと。そのときにやっぱりきちっと説明しないと、町長何しようとかいなという意見が私多く出ると思うんですね。だから、この辺についてはもうぜひきちとした説明をお願いしたいというのが一つと、もう一つは介護保険制度の充実とか書いてありますね。私もちょっと一般質問で言いましたけども、地域包括支援センター、今基山の1階にありますけども、4月からは寿楽園に民間委託するんですね。それで、私のおふくろも今この関係でそれぞれケアマネジャーの方、そして今度寿楽園の担当者の方から話を聞きに来るとかいろいろ言うてから、おふくろも心配してるんですよ。ようせ

っかく役場がしてくれてた部分を何で民間に委託するっちゃろうかと。そんなにやっぱり、これは基山もお金がなくて民間にせにやでんことをもう直営でしきらんと厳しいっちゃろうかと。これは市町村圏組合の関係、これは理解しますよ。理解しますけども、何ひとつそういう議論がない中でいいいましょうか、市町村組合ではありますよ、当然。しかし、この基山町の議会の中で全くそういう資料もない、議論もないという中でいきなりぼんと4月1日からなるという部分じゃ、決して私は事業の充実ににはなってないと、この介護保険にしてもですね。やっぱり私は今介護保険にしてもずっと厳しくなってるんだという部分では、この正当性が全くないんじゃないかと、削る正当性がですね、च्छゅうふうに思いますけども、この辺どう思われますか。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）

今うちで直営でやっております安心感といいますか、それと民間委託したその不安感というのは確かにあると思います。ただ、予算的にはうちで介護保険から来て、その予算で運営していた額と委託をする額、トータル的には変わりませんので、そこで安くなる、高くなるということではありません。

それともう一点は、人材の確保ということがございまして、事実みやき町だけはまだ直営ということでございます。ここは社協あたりで中心になっておりますし、合併した関係でそういう人材がまだあるということも一つの原因だそうですが、上峰、鳥栖、うちにいたしましては、やはり人材確保がどうしてもなかなか厳しいということで、ことしぐらいはうちもちゃんと4名で中身も変わらず行ってまいりましたが、過去二、三年は結構担当者も変わっております。ですから、そういうことを含めると、やっぱり幾ら直営でやっても担当者がこころろ変わると不安を与えますし、実際やっぱり何カ月か社会福祉あたりの空白の期間があったということもございまして、そういうのを含めまして今回介護保険課の方針もあわせて民間委託という形をとらせていただいたところもございしますので、これはちょっと一応御説明でございます。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

ちょっと個別の問題については、また違うところでしますけど、こういう問題がある中でこういうふうに提案理由にはいかにも両立するみたいな形を書いたの提案には、私は問題があるんじゃないですかというところを言って、この議案については私も賛成しかねるというのだけは最後に述べておきます。

○議長（酒井恵明君）

大山議員。

○9番（大山軍太君）

私も所管外ですので、言わせていただきますが。

私は去年もう70歳になって、いただきました。それで、私の一つ下がことしもう来とるわけですよ。もうあんたんときはなかなばいって、なかなかやっぱ本当にことしからもらえる人はむなしいっち思いますよ。ということで、このぐらゐの金ならば議会改革とか行政改革すればもういっぱい出てくる金じゃないとですか。（「そう」と呼ぶ者あり）今回は引っ込めてください。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

所管でございますけど、私の個人的といいますか、ちょっと何年前か忘れましてけど、ちょうどこの20,000千円の減額案を策定したのは私なんです。高齢者年金の20,000千円の削減を10年ぐらいになると思います、保健福祉課長が何かやったときに。そして、町長に言いました。町長、出してくださいと。担当としてはこれだけ高齢者福祉費もお金がかかるから。そしたら、町長は先ほどだれか言われましたように、ちょっとおれの任期中は出し切らんばいということだったんですけど、それに対して私は相当数の資料を作成して、町長に渡した経緯があるんですよ。この間の資料というのは、新旧対照表だけなんです。結局、先ほど町長が言われますようにシミュレーションをしないとかなんて言われるけど、実際に町民に対して、議会に対してそのシミュレーションの結果を全く情報を開示してないわけですよ。だから、議員の皆さん方もどういうふうになっとるのかと。これだけきついんだということをお私に担当課なり町長あたりが町民、議員にも提示していただければ、私は個人的にはやっぱこれは一種の私が起案した、担当これ公的年金が持っていない昔のお年寄りの人たちに年金制度の一つのこれは敬老祝い金をやった経過が私はあってます。今の場合は、ほと

んど70歳の方でも公的年金を持っていたいてるのでということで、私はその辺をお願いをして20,000千円の削減案を出したんですけど、私のときにはできなかったけど、あのときこう考えてみますと、20,000千円については私はそんなにこういうふうな状況じゃなかったとっております。私は議会の納得が得られた削減だったと思います。私は先ほど言いますように、町長に対してこういう中・長期の財政計画なり、そのシミュレーションをしているなら、議会に当初予算で堂々とするべきと思うんですよ。何で私は町長がそれを出されない、渋られるのか、その辺がわかりませんし、担当課長なりこういう議案を出すときには、一応そういう情報をやっぱ委員会なり事前に、私は12月議会にでも担当課長のほうからこういう方針であるとか、そういう面も含めてもっと情報を提示して納得していただかないと、この議会とがぎくしゃくした関係が今後とも続くということを懸念をしまして、一応要望といたしますか、意見でございます。

○議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

大分意見も出尽くしたと思いますので、以上で第10号議案に対する質疑を終わり、3時35分まで休憩します。

～午後3時20分 休憩～

～午後3時36分 再開～

○議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

日程第10 第11号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第10．第11号議案 基山町重度心身障害者福祉年金支給条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を求めます。松石議員。

○10番（松石信男君）

今回半額に削減をされるわけですがけれども、一応4点お聞きをいたします。

まず、最初の1つ目は提案理由ですね。よくわかりません。具体的にどういうことなのか、再度説明をお願いします。2つ目ですが、条例見てるんですけども、よくわかりません。

支給対象者というのはどういう人なのか、具体的に。そして、支給対象人数、何人か。3つ目です。4つ目に、平成21年度の支給額と、22年度半分になるわけですがけれども、幾ら削減になるのか。平成21年度の支給額は幾らなのか、そして22年度はそれが幾らになるのかですね。その4点、説明求めます。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）

まず、提案理由の説明ということでございますが、ここに上げさせていただいております。自立支援法ができて、社会参加という形も含めましていろいろと障害者に対する福祉サービスも充実しております。ですから、家族でずっと見ておるということではなくて、そういうサービスを使いながら身障者の方も暮らしていただきたいということで、社会介護へと制度的にも移行しておるということでございます。ですから、そういう面で以前こういう施策の充実が図られる前からできております条例でございますので、時代の流れもあるということでございます。

それから、対象者につきましては、まず重度の知的障害者、それから重度の身体障害者、これにつきましては療育手帳の交付を受けてある方、まず知的の方ですね。それから、身体障害者につきましては障害者の1級の手帳を持ってある方でございます。その方に対して、それからそういう方々と同居して介護をされて、かつ生計を維持されてある方、それからもう一つはそういう方が施設に入っている方、要するに療育手帳を持ってある方と1級の手帳を持ってある方につきましては本人か、それを介護されてる家族の方が該当をされるということでございます。

それから、人数につきましては昨年度は312名の方がこの年金を受けていただいております。21年度と22年度の差でございますが、申しわけございません、2,328千円。これは21年度はもう決算額でございます、22年度は予算の額で差し引きをさせていただきますと、2,328千円の更正ということでございます。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）

これも非常によくなってるというふうな認識のようでございます。しかし、この自立支援

法の問題、これも非常に大きな問題で、これも廃止しよう。廃止といいますか、改革して
いこうという方向にあるわけですね。つまり、障害者の方はサービスを受けるのはあなたた
ちの利益のためじゃろうもんと。当然金払うとは当たり前くさいと、ちゅうふうに変わった
わけですよ。障害者自立支援法で。それに対する物すごい批判が出たわけですね。障害者が
サービスを受けるのは、益なのかということで。だから、その辺のこの改革が今されようと
議論をされてるわけですよ、だから、この障害者に対するこのサービスがよくなるどころ
か、かえって悪くなると。特に、金銭面で重度であればあるほど、たくさんお金出さな
いかんわけですよ。1割負担だったですかね、ちょっと忘れましたが。そういうふうな仕組
みになったわけです。非常にこれでは私は本当に納得できるものではないと。金額にしても、
先ほどのあれでは2,330千円ということでございました。これも恐らく基山町の単独事業で
すよね、たしか。非常にこういうのを見てみると、そういう今の障害者を取り巻くその厳し
い状況の中で、基山町としては障害者については我慢していただくというふうな方向になっ
てくるんじゃないかと。町長はある意味じゃ障害者に対するこれ政策が充実させるというふ
うに私は思ってるんですけどね。どうもそれがそうじゃないのかなと。やっぱ金の切れ目が
命の切れ目じゃないけど、金がないから障害者に対するサービスも減らしますよと。すべて
金、金、金と。もう自分の首長としてのリーダーシップによるその、先ほど同僚議員は目玉
とか政策予算と言われましたけど、全くそれがなくなって、もうすべて金で判断するという
ような方向に行ってるのかなと。それならそれで町民の人に金がありませんので我慢してく
ださいと、削減させていただきますということになってくるじゃないですか。それで本当に
理解していただけるのかと。障害者の方が今本当に先ほど言われたように、施設から町へ出
て健常者と同じように一人の人間として生きていこうと、それを援助していこうじゃないか
という方向ですよ、流れとしては。そうした中で、こういうふうな見直しちゅう削減を
行うということは、果たして妥当なのかと。最後これ町長にお伺いしたいんですが、障害者
に対する町長の気持ちは変わったんですか。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

それこそ私も日ごろ言っておりますことは、特に障害者の方、障害をお持ちの方、立場の
弱い方は、やはり社会が、みんなが支え合って助け合っていかなきゃいかんということは、

もう私自身もしっかり思っておるつもりでございますし、口にも出しておるところでございます。それなのになぜこれかというような話だろうと思いますけども、やはりそこは背に腹はかえられないと申しますか、気持ちはそうであってもなかなか財政を考えるとそうばかりはいかないというような思いでございます。これまたいろいろデータを見ておりますと、本当に財政支出がふえる可能性があるものもたくさんございますもんですから、ひとつそういうところで御理解をいただきたいということでございます。

○議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

以上で第11号議案に対する質疑を終わります。

日程第11 第12号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第11．第12号議案 基山町保健センター設置及び管理条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。大山勝代議員。

○1番（大山勝代君）

利用料金が設定されていますけども、お尋ねです。このガイドブックでは無料ですよ。ね。子供さん連れて、親が今交流広場に行かれるのは。それが20ページのこの利用区分で、研修室1で使うのは研修室と母子相談室って前回説明のときにおっしゃいましたけども、ということは利用料金を今度利用される方が出さなきゃいかんということですか。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）

まず、利用料金はいただきません。今回改正をお願いいたしておりますのは、母子相談室、それから研修室1を今度の子育て交流広場の施設として利用いたしますので、まずそれを料金から外すということで、今回新たに研修室1を、入って左側の広い部屋がありますけれども、あそこが今まで貸し付けを行っておりませんでした。それを研修室1にいたしまして、あと母子相談室を外しまして、通常のそれ以外の施設は今度半日単位のものを時間単位に変更させていただくということでございますので、今までどおりその子育てにつきましては使

用料はいただきません。

○議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

○1番（大山勝代君）

あとは、広さが今のところとその両方、母子と研修室とでは広くなるでしょうか、狭くなるでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

正確な面積をはかっておりませんが、子育て交流広場の先生方、あるいは社協と、あと保健センターの職員と現場を見まして、十分な広さがあると。今までの分よりも当然広いということで確認をいただいています。

○議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

○1番（大山勝代君）

ごめんなさい、何回も。社協にたまに行くことがあります。その都度、社協の方が子育て広場に往復されているのをよく見るんですよ。それが今回はとっても離れるということになります、将来的に社協のあの事務所もどこかに移転するってということでしょうか。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

いえ、そこまでは今もちろん決めもしておりませんし、考えてないというのか、一説には社協もこっちに来たほうが合理化になるんじゃないかというような議論もあるわけですが、私はそこまでは考えておりません。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）

今の子育て広場ですか、それを利用されてる方は統計的に見て月何人ぐらいなのか、平均。数字がわかれば、わかりますか、何人か。年間でもいいですけど、年間でも月でもいいです、

日でもいいです。何人利用されてますか。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

済みません、ちょっと資料を持っておりませんが、月の利用件数ですね。いろんな交流広場の中でもプレールームの開放とか、何かイベントをすとかといういろんなことをやってありますので、その利用件数は400件から500件毎月上がってきております。500人ですね、延べ人数で500人以内ぐらいの数字が毎月上がってきております。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）

それで、私がこれ一般質問でも町長にちょっとお尋ねしたんですよ。毎月500人延べですけれどもね、の方がもうあそこに寄りつかんごとなるわけですね。だから、その空洞化を招きはしないのかということで、いやあその施設については、旧役場ですね、については新たなその活用方法を検討したいというようなたしか答弁だったと思います。このままいけば、例えば毎月延べ500人ですが、やはりあそこに来れば近くで買い物をちょっとすとか、特に保護者の母親の方でしょうから、そういう波及効果も私はゼロじゃないと思うんですね。幾らか確かにあったらと思うんですよ、近く。それが非常に、私は一般質問の中でも言ったごと、駅前やはり空洞化をできるだけ避けられないと。本当にあそこににぎわいを取り戻すということは、基山町の玄関がにぎわってるということでは非常にうれしいことで、駅をおりた途端寂しいなというふうな、これはもう本当に私たち町民だけじゃなくて、ほかから来られた人も、それはJRのウオークですか、という方にとってもちょっと寂しいなというふうにとってあるかどうかわかりませんが、ということ、町長は旧役場の利活用については検討するんだということだったんですけれども、具体的に町長の考え方として何かあるんですか。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

子育て交流広場をこちらに移したからといって、急激にあそこが空洞化するということは

果たしていかがかなと。その分人の出入りが旧役場跡地についてはなくなると、少なくなるということだろうとは思いますが。その分は減るじゃないかということかもしれませんが、そうそれがすぐ空洞化かなというような感じもいたします。それよりもいいですか、やはり基本的に、根本的にあのあそこをどうこれから活用していくか。あそこに限らず、町有地がほかにもあるわけでございますけども、そういうものの活用、そして駅前のにぎわいというような、そういうことを図っていきいたいなというふうに思っております。

○議長（酒井恵明君）

ほかにはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、以上で第12号議案に対する質疑を終わります。

日程第12 第13号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第12、第13号議案 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を求めます。片山議員。

○5番（片山一儀君）

1つお尋ねしたいんですが、割田団地とか園部団地のこの利用料金はどれぐらい差があるんですか。あるいは、ないんですか。

○議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（平野 勉君）

ちょっとここに資料を持ってきておりませんので、数字はちょっと申し上げることはできないんですけれども、園部団地と割田団地については、1つは建物のその構造とか建築年次等もありますけれども、そこに入ってある方の所得によって家賃が違いますので、一概に何倍とかちゅうことは言えません。

○議長（酒井恵明君）

片山議員。

○5番（片山一儀君）

所得によってそれぞれあると思うんです。基本的に、駅の近くと本桜とか園部とかによっ

て位置が、ロケーションが違いますね。それによつての変更っていうのかっていうのが私の質問なんです。

○議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（平野 勉君）

団地のその位置によつて金額が変わるっちゃうことはございません。

○議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、以上で第13号議案に対する質疑を終わります。

日程第13 第14号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第13．第14号議案 基山町立小学校及び中学校屋内運動場使用料条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を求めます。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、以上で第14号議案に対する質疑を終わります。

日程第14 第15号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第14．第15号議案 基山町条例を廃止する条例の一部改正についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。松石議員。

○10番（松石信男君）

何点かお尋ねをいたします。

ひとり親家庭に対する児童福祉年金、全額カットということで150千円全額カットしますよというのがこの提案になっております。それは間違いないと、その辺をお答えください。提案理由の中に、事業の公平性に欠けると。ということは、具体的にどういうことですかね。それが2つ目ですね。そうすると、3つ目にこの基山町の児童福祉年金の支給目的、これは何のためにやっておるのか。それから4つ目に、支給対象者は平成21年度で何人で支給額幾

らなのか、この点を答弁ください。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

ただいまの御質問でございます。

年額150千円ということで、一応この年額150千円が全額廃止という形になります。

それから、事業の公平性と効果に欠けるというところは、基山町児童福祉年金というのは昭和49年に条例を制定されております。それで、父母の両方または一方が死亡した児童を対象にしたということで、今の言うひとり親の方の中でも、離婚とかいろいろ事情ございましょうけども、両親が死亡した場合、または一方が死亡した場合ということで限定をされております。今の状況を見ますと、ひとり親の医療費ですね。これは正確な数字はつかんでおりませんが、医療費の申請をされている方で該当をされる方は200人ぐらいおられます。200人以上なりますけれども、そういった中でずっといろんな部分も改正をされております。児童扶養手当とか、これも児童扶養手当は以前は母子家庭だけでしたけれども、父子家庭も対象になると。それから、金額の改正とかずっと行われて、ひとり親家庭の全体としての見直し等が行われております。こういった中で、町単独で福祉年金ということで両親が亡くなられた方だけというふうに限定してすると、やはりおかしいんじゃないかと。ほかのひとり親の方もおられますので、そこら辺に関して公平性が欠けるという表現をさせていただいております。

それから、この福祉年金の目的についてはもうこの条例に書いてありますけれども、父母の両方または一方が死亡した児童の健全な育成を助長するとともに、福祉の増進を図るため福祉年金を支給することを目的とするということで、もうこれに尽きるというふうに思います。

それから、実績ですけれども、平成21年度は7名おられます。ちなみに、平成20年度は2人、平成19年度は3人、平成18年度は8人、そういう数字になっております。（「支給額」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井恵明君）

年度別の支給額をお願いします。

○こども課長（内山敏行君）続

あ、済みません。

21年度は7人ですので、105千円になります。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）

確かに、そういう部分は一定あるかもしれませんが、しかし、今ひとり親、これはひとり親家庭ですよ。父母の両方または一方が死亡したケースですから、ひとり親家庭もしくは親がいない人に対してこれ支給、年間150千円ね。さっきの目的で児童の健全な育成を助長するという目的で、これは基山町のこれも単独事業ですか。単独事業ですね。としてやられてきているわけです。本当に今ひとり親家庭の取り巻く状況は本当に厳しいですよ。本当に収入にしましても、非常に低い。これは実際そういう調査の中でもはっきりしとるわけですから。そして、ますますこういうふうな経済状況の中でパートしか行けないとか、そういう分で本当に2人両親がおられる方に比べたら、何%くらいやったですか、ちょっと私資料持ってきておりませんけども、非常に今低くなってきてます。そういうその厳しくなっているような状況の中で、さらにそれに追い打ちをかけるようなこのやり方をとるということは、非常に私は納得いきませんし、まあ金額だけで言うちゃんなんですけれども、7人、22年度は2人と言われたですよ。そしたら、30千円ですよ、22年度。そりゃ、23年度はどがんかわかりませんけどもね。ちょっともう本当にどうなってるんだと。何て説明すればよいか、町民の人にと。これ町長、どのようにお考えられて決断を下されたのか、答弁ください。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

何か今回は削ることばかりがいろいろ出てまいりまして、本当に心苦しいというような気もいたします。しかし、この第15号議案に関しましては今説明したとおり、やはり一方が死亡されたというようなことがございますものですから、やはり公平性に欠けるというようなそういう観点から、ちょっと今度は廃止をさせていただきたいというようなことです。これは福祉の後退と言われれば、まさにそうかもわかりませんけども、いろんなそういうふうな考え方もございますものですから、提案をさせていただいております。

○議長（酒井恵明君）

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、以上で第15号議案に対する質疑を終わります。

日程第15 第16号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第15．第16号議案 平成21年度基山町一般会計補正予算（第6号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

まず、議案書の26ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入歳出について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、次、33ページ、お開きください。

第2表継続費補正について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

次のページ、第3表繰越明許費について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

第4表債務負担行為補正について。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

36ページ、第5表地方債補正について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、次、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。よろしゅうございますか。

歳入、11款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

同じく、11款2項1目の1節、2節。1目です。民生費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

12款1項1目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

13款1項1目、2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

13款2項1目、2目、3目、4目、8目。7ページ全部です。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

次、行きます。

13款3項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

14款2項1目、2目、3目、6目、8目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

14款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

15款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

同じく、15款2項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

16款1項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

17款1項2目、3目、7目、9目。15ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

17款2項4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

19款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

同じく、19款4項4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

19款5項3目。重松議員。

○2番（重松一徳君）

会館主催事業が今回1,453千円減額に更正になっておりますけども、新型インフルエンザの影響だろうというふうに思いますけども、これ具体的に何の事業が中止になって、実際これだけ減額になっておりますので、どれだけ見込んだ部分での減額なんでしょうか。事業名と減額名とをお願いします。

○議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

○教育学習課長（毛利俊治君）

21年度の会館主催事業の入場料でございますけど、中止にいたしましたのはワンコインシネマの「おくりびと」の上映と文化講演会の東国原英夫さんの講演会、並びに演芸等でおき

ます水芸江戸手妻の部分が中止にいたしましたので、その部分で1,453千円の減額をさせていただきます。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

東国原知事の文化講演会中止ということで、ちょっと私又聞きでわからないんですけども、中止した場合の違約金といいたし、それが支払われているというふうに聞いたんですけども、どういう経緯でこれを支払っているのか、説明をお願いします。

○議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

○教育学習課長（毛利俊治君）

東国原知事の講演会につきましては、1回目を11月23日に開演する予定でございました。9月に契約をいたしております。中止を1回いたしまして、そのときの契約関係で30日前に中止の決定をいたしましたので、そのときの委託関係の契約で30%の違約金が発生がいたしております。それと、それを1回中止というか延期をいたしましたので、そして延期した部分につきましては1月16日に再演する予定にいたしておりましたが、それにつきましてもまた12月になりまして再度インフルエンザ等の蔓延関係まだ続いておりましたので、再度今度は最終的にもう中止をするということで、その時点で30%再度違約金を払うように契約上もなっておりましたので、合わせて60%でございましたけど、向こうと交渉をいたしまして違約金を50%ということで、契約金額の1,652千円のうち826千円を違約金として払っております。

以上です。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

プロダクションが入ってから、多分なってるからこういうふうな契約になるんだろうというふうに思うんですね。しかし、やっぱり東国原知事いろいろ言っても宮崎県の知事でもありますし、こういうところについてはどうにかしてこれ違約金を払わないでいいようにする方法というのはこれないんですか。普通の芸能人と……（「芸能人」と呼ぶ者あり）いや、

芸能人といっても知事ですので、やっぱりこの辺何かどうにかできないんですか。

○議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

○教育学習課長（毛利俊治君）

今回の契約についてはそういう何といいますかね、民間会社でのそういう講演会の契約でございまして、今肩書上は知事ではございますが、そういう契約に基づいての講演をお願いいたしておりましたので、うちのほうがやむを得ず中止をせざるを得なかったために、違約金が発生したような状態でございます。

○議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。林議員。

○8番（林 博文君）

ちょっと今度は逆に、参考のためですけども、向こうの都合で来られんようになった場合、そういうようなときにはやっぱり違約金の今の金額の今度は60%っちゃうですか、それはないわけですか。例えば、土地の売買なんかはそのね、いろいろありますので、ちょっとその点についても。

○議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

○教育学習課長（毛利俊治君）

契約先の本人さんたちが何かの都合でできなくなった場合については、もちろんうちのほうに違約金という形で講演中止に係る契約金額に基づいて違約金を支払っていただくことになります。

○議長（酒井恵明君）

林議員。

○8番（林 博文君）

それはやっぱり同じ金額のペナルティーですか、ちょっと例えば。

○議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

○教育学習課長（毛利俊治君）

ちょっと契約書を持ってきておりませんので、中の率がどういうふうになってたかという

のは記憶いたしておりませんので、申しわけありません。

○議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、次行きます。

20ページ、20款1項1目、2目、5目、6目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

次、歳出行きます。

1款・議会費、1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

2款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

2目もあります。2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

3目、4目、5目。23ページ、全ページです。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

次、行きます。

2款1項6目。6目は、25ページの説明の中に地上デジタル放送受信対策補助金、ここま
であります。ここまで。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

次、行きます。

2款1項7目、8目、9目、10目、11目、12目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

2款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

2款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

2款4項3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

何か私と平田議員だけで言いよることある。

2款5項1目、2目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

2款6項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

3款1項1目、2目。31ページ。次もあります。重松議員。

○2番（重松一徳君）

1目の19節、身体障害者自動車改造費補助金というのが今回100千円組まれておりますけれども、私の知ってる人にも高齢者になってちょっともう車いす状態と。で、軽自動車を改造したとかいろんな人がありましたけども、これどういう申請に基づいてこれされているんですか。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）

これにつきましては、おおむね身体障害者の1級から7級に該当される方を主体に、あと所得の関係もございますけれども、この身障者の方を対象に行っておる補助でございます。

○議長（酒井恵明君）

重松議員。

○2番（重松一徳君）

これは全額県の補助に基づいて行われてるんですか。それから、先ほど1級から7級の障害者の方に所得に応じて。これ割合ですね、例えば修理費が幾らかかったから、それに対する補助が幾らという部分ですか。それとも、一括上限が100千円という部分なんですか。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）

国、県の補助につきまして、基本的には2分の1になりますが、ただこれは地域支援事業、いわゆるその障害者関係の事業で市町村が取り組む事業の枠内での助成になりますので、ある程度ほかのいろいろな事業がございます。そういう中での枠内ですて、それは仮にその枠を超えればもう丸々単独ということになりますので、一概には申しませんが、基本的には2分の1相当額でございます。

それと、補助率はもう100千円頭打ちで、それ以下であればその以下の額ということでございます。

○議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。

次、行きます。

同じく、3款1項4目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

3款2項1目、2目、3目まで。34ページまでです。後藤議員。

○3番（後藤信八君）

3款の3目、34ページのトイレ、保育園の関係ですけど、これトイレ改修工事ということでたしか説明では2,300千円ぐらい上げとるということではありますが、6,189千円のうちですね。臨時対策交付金のほうでも給食室、トイレ改修事業で繰越明許費のほうですね。トイレ改修事業って、これ2つとも両方にも上がってますけど、それ別々のトイレですか。

○議長（酒井恵明君）

こども課長。

○こども課長（内山敏行君）

給食室、保育園のですね、改修工事のほうに給食室の改修及びトイレ改修工事というような言葉で使っておりましたけれども、これは給食室の中にトイレがございます。そのことと、子供さんたちが使うトイレの仕切り板が非常に傷んでましたので、そのときにそれだけを一緒に工事をやろうということでそういう言葉遣いをしておりました。今度のこの保育園トイレ改修工事につきましては、同じその子供さんたちが使われる配管工事、これがちょっとかなりお金がかかるということで、最初はその給食室のほうの関係だけで予算化をお願いしておりましたけれども、この交付金で配管をやり直すということで、非常に傷んで悪くなってるということで、そちらのほうの工事になります。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員、よろしゅうございますか。

次、行きます。

4款1項1目、2目、3目、4目まで。後藤議員。

○3番（後藤信八君）

36ページの各種健診委託料でマイナスの7,015千円ということで、歳入のほうでもありましたけど、いわゆるこの5歳単位の婦人がん検診、がん検診が予定よりも少なくて更正ということですね。この若い人のがんの問題は非常に大きな問題になりつつある中で、今回5歳単位のこれがん検診をわざわざ無料で無料券配ってということでやったのに、大きくマイナス更正になって、これはやっぱりもったきちと町としても若い人のがん検診受診について啓蒙とその辺のことをきちとやっていかにかいかんというふうに考えておりますけども、その辺いかがですか。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）

まず、この委託料の7,000千円相当につきましては、主なものにつきましては委託業者の去年からことし変わっております。それで、単価が大分落ちておりますのが大体5,000千円程度ですね。

それから、今御指摘の女性特有がんにつきましてが2,000千円弱でございますが、この子宮頸がん、あと乳がん検診につきましては、町内にはもちろん専門的な病院がございません。ですから、町外になると思いますが、これが町とそこの医療機関との契約ということで、通常であれば佐賀県医師会が統一をされて、極端には佐賀県内どこでも受けられるというようなものが今多いんですけれども、これが急遽国のほうからもう途中からでございますけれども、そういう関係で町と病院と結ばなければならないというような面倒なこともありまして、今回は通常の健診と一緒に、基山町での集団健診という形をとらせていただきました。ただ、こうなりますとなかなかやはり女性の方ですので、自分たちの行きつけのところに行きたいとか、そういう設備の整った病院に行きたいとかというやっぱり要望もあるのじゃないかという、これはあくまでも憶測ですけども、そういう面でどうしても不備な点が出てくるということです。来年度はできるだけ、一番近いところがもう弥生が丘の鹿毛病院だそうですが、そこと結ぶか、あるいはもう県全体で、そういう県内であればそういう施設が整っているところは受けられるというような形で検討していきたいと思っておりますので、御指摘のとおりどうしてもそういう面で受けられないような状況であるということでございます。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）

先般も大変若い人が亡くなられたということで、私も若い娘がおりますけど、そういうことをこの受けるような、全くそういう、まさかそういう検診というレベルがですね、特に子宮頸がんの場合はもっと若くて20歳前後でなる可能性があるわけで、そういう意味でやっぱり大事な検診なんだよということについて、もっともっと広く広報すべきだというふうに思いますし、そういう行きやすい環境づくりもぜひ、本当にこれからのそれこそ次世代を担う人たちが早く先に逝ってしまうというような不幸にならないように、ぜひ取り組みを強化していただきますようによろしくお願いします。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）

後藤議員の質問とかぶさりますけれども、35ページの妊婦健診の委託料関係とか各種予防

接種委託料関係で3,400千円ぐらい削減、更正されてるわけですがけれども、これは具体的にどういう結果なのか説明をお願いします。妊婦健診でも非常に予定していたより少なかったのかどうなのか。各種予防健診にしても、非常にたくさん受けてもらおうと思っただけけれども、非常になかなか受けてもらえなかったと。一生懸命努力したけれどもということなのか。やはり本当に早く発見して、早期治療っちゅうのはもう絶対大事ですので、もう金が残らないように努力してもらいたいと思うんですが、結果的にこういうふうになっとるわけですが、ちょっと説明ください。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）

まず、妊産婦関係ですけれども、確かにこれがほとんどでございます、2,000千円程度更正をさせていただいてるのは。まず、やっぱり妊娠者の方が当初見込んでおりましたよりも、例年よりもちょっとことは少ないと。大体130人前後の方がいらっしゃいましたけど、ことはもう100人ぐらいで、まずその対象者の方が少なかったということと、8週目からいろいろ健診できますが、中には8週過ぎても行かれなかったりとか、その病院の都合で検査を少し省略されるとかいろいろありまして、トータル的にはやはり1人14回という回数がなかなかクリアできないという面がございます。これはもう私たちの努力ももちろんあるかもしれませんが、本人さんたちのやっぱり意識というものがあまして、なかなかそこら辺定期的に受けていただけないということでの理由も含めまして、今回2,000千円程度を更正をお願いいたしております。

それと、20節の妊婦健診助成でございますが、これは町外受診の方に対しての助成ということで組んでおりましたが、これが少なかったと。結果的に少なかったということでございます。

それと、各種予防接種委託料につきましては、一番やはり少ないのがポリオですね。いわゆるもう昔小児まひですかね、これについてがなかなか予防接種を受けていただけないと。これは本当強制ではございませんので、あくまでもやはり本人さんとか家族の方の認識でございますけれども、特にポリオの予防接種が少ないというのが大きな原因でございます。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）

妊婦健診14回までですね、これも相当議論になって、広がったわけですね。非常に大事な部分で、本当に元気で丈夫な赤ちゃんを産んでいただくという意味でも、本当にきっちりと健診を受けて、14回という回数がそういう意味じゃ必要だということで、そういうふうになったわけですね。これが非常に今の説明ではなかなかそうはなっていないということで、結局何回ぐらい受けられてるんですか。それとも、14回受けられるということはもう御存じなんですよ、当然。一体どういう理由でといいますか、把握されている今のあれで、大体何回ぐらいでとどまってるのか、なぜ14回にならないのか、何が一体原因なのかという部分。お金の心配なくなってるはずですからですね、等あるのか、ちょっとその辺も含めて現状説明ください。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）

一応御説明を申し上げましたが、8週から39週までということで、その間に14回ということですが、最初の8週目ですね。こちら辺が必ずしもその8週目できちんと受けられてるということではないですね。中にはもう全然受けられなくて、もう産む段階になって走り込まれるという方もいらっしゃるんですが、これはやはりそのかかりつけの女性クリニックですか、産婦人科ですか、そういう先生とのいろんな話し合いでやっぱ進めていただかないといけないというのと、やっぱ病院によっては必ずしもちゃんとした、まあこちら辺は省略していいだろうとか、ここは余計にしなければならないなどと、いろいろ費用面的には多かったり少なかったりしますので、これはちょっと私たちも専門的じゃありませんので、そこの中身についてはどうしてもその個人さんの状況と、それと病院との状況でのその受診の仕方ということがありまして、一応私たちとしては当然14回必ず受けていただくようにというお願いを、母子手帳で出される方にはその都度お話はしておりますけれども、申しわけありませんが、自覚の問題ということでどうしてもクリアできない部分がございます。

○議長（酒井恵明君）

松石議員。

○10番（松石信男君）

これが議論に、回数をなぜふやさないかんかっちゅう議論になったときに、今言われたよ

うに生まれる直前に駆け込むと。それは何なのかと。お金がかかるということだったんですよね。これが非常に問題になって、本当にそうならないようにということになったんですが、その辺例えば先ほど言われた母子保健手帳ですか、知っとるですよ、その費用の面も含めてきちっと説明はされているとは思いますが、そりゃ生まれるときにその1回で駆け込んで、立派なお子さんを産んでいただけりゃそれにこしたことはないんですけどもね、そういうのはちょっとね、普通考えられん。もちろんその親御さんの考え方もあると思うんだけど、わかった上でならこりゃもう仕方ないけれども、本当に理解してあってそういう結果になったのかどうかという点で非常に心配をするわけですよ。そういう意味で、より一層やはりこのちゃんと受診をしてくださいということでの奨励とか、きちっとされてるとは思いますが、その辺はどうなんです。

○議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

○健康福祉課長（岩坂唯宜君）

そういう方がたくさんいるということ、私もちょっとあれですが、もうそういう方ほとんどいらっしやいません。中にはそういう方もいらっしやということです。ただ、そういう方につきましては御相談とかそういう状態が全くありません。もうなかなか、こういう例はちょっといけないかもしれませんが、母子家庭の方でも子供さんを持たれる場合ももちろんありますし、特にそういう方あたりはもう最後の最後に駆け込まれるとかという例も、これちょっとあれですが、そういう例が、これはわずかでございますが。だから、そういう方たちに余計に理解を本来はしていただかなくてはならないことなんですけど、なかなか接触がとれなかったり、こういう健診とかそういう子供の教室とか、そういうことにも全然お見えになりませんので、やっぱそこら辺はちょっと限界がどうしてもあります。ただ、そういう面では皆さんに費用の面も含めまして、ちゃんと接触を持たれる方については保健師あたりがちゃんと指導をさせていただいているということは、もう間違いございません。

○議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

次、行きます。

37ページ、4款2項2目、3目。後藤議員。

○3番（後藤信八君）

広域ごみ処理施設運営負担金がマイナス25,230千円、多額の更正になってます。168,000千円の予算の中では、起債見合いと維持管理見合いというふうにあったと思うんですが、恐らく維持管理見合いが減ったんじゃないかと思うんですけど、これ何でこんだけの多額の、ごみが減ったのか、あるいは効率が上がったのか、その辺の理由はわかりますか。

○議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

○農林環境課長（吉浦茂樹君）

これは施設の運営費でございますけども、熱回収施設運転業務の委託の関係でございます。当初、20年度が燃料費の高騰というか、コークスですね、それから灯油等の値上がりによりまして当初予算ではかなり金額を計上しておりました。ところが、21年度は実績としては思ったよりもその値段が下がったということで、最終的には施設運営費におきまして基山町の負担分として25,230千円が減額になったということでございます。

以上です。

○議長（酒井恵明君）

後藤議員。

○3番（後藤信八君）

20年のコークスのあれっていうのは、19年とか20年の原材料不足のときの原材料の大幅な値上がりというやつがね。したがって、それが一転して今原材料超過のあれで、また値段が大きく下がり始めるとということで、それからいいますと当初ずっとごみ焼却負担は168,000千円ぐらいで中・長期には見とったと思うんですが、今後は例えば燃料費の高騰がない限り、大体こんなレベルの維持管理で済むのかどうか、その辺はどうですか。

○議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

○農林環境課長（吉浦茂樹君）

確かに、維持管理については負担増というのは極端には考えられないと思いますが、1つは今後出てくるのは原田公園ですね。今の施設の北側に筑紫野市の事業として今取り組んでいただけてます。その分、それから23年、ちょっとははっきり覚えてませんけども、23年、4

年ぐらいから30年ぐらいまでは起債の分ですね、この分が一気に負担がふえます。そういうことで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（酒井恵明君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ここで16時……（「45分」と呼ぶ者あり）45分まで休憩。

～午後4時37分 休憩～

～午後4時45分 再開～

○議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開いたします。

御報告いたします。本日の会議時間につきましては、議事の都合により、会議規則第8条第2項の規定により、あらかじめ会議を延長いたします。

38ページをお開きください。

6款1項2目、3目、4目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

6款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

7款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

8款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

8款2項1目、2目。池田議員。

○13番（池田 実君）

2目の道路新設改良費でございますけれども、13節の委託料。白坂久保田2号線測量設計

業務委託料の4,649千円の更正でございますけれども、この白坂久保田2号線というのは総合計画の実施計画の町道改良工事で19年度、20年度、21年度に入っておりまして、21年3月に当初予算で4,649千円が組まれました。その後、町道の路線廃止認定で21年6月に廃止認定が決定をされておりまして、12月の私の一般質問で先送りというのが町長より表明されました。今回、1目の道路維持費の工事請負費まではちゃんと説明があったんですけれども、その下の白坂久保田2号線については全く触れられずに、ぼんとういうふうに出てきちゃうんですけれども、これはどういったことでしょうか。（「これば一番説明せにゃいかんやったっちゃなか、本当は」「説明つかんようになってしまうぞ」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

全然説明をしてなかったということでございます。そのことについては本当に申しわけないというふうに思います。しかし、これにつきましては今池田議員おっしゃいましたような経緯がございまして、通す、あるいは通さないというような、その以前からの約束があったとかなかったとか、それでいろいろ物議を醸しまして、それじゃ先送りをさせていただこうということ、そしてそれにはもう設計の委託料まで議会にお願いしたということでございますけれども、この際それもひとつ取り下げさせていただきたいということで、ここに上げさせていただいております。そういう説明を怠っておったということは、大変申しわけございませんでした。

○議長（酒井恵明君）

池田議員。

○13番（池田 実君）

それで本当済むんでしょうかね。（「済まん、それ」と呼ぶ者あり）議会で当初予算でも議決し、6月議会では町道の路線の廃止認定までしとって、9月3日のあの地区説明会だったと思うんですが、そこでいろいろ意見が出てきて、本来ならば3月のその委託料で前もってある程度の青図を引いた上で説明されればよかったと思うんですけれども、それもなしにどういうわけか3月のやつがその9月3日の説明までにそういったその簡単な青図もないまままで説明をされて、ああいう形になったんじゃないかと思うんですけれども。その後、議会に対しては何もなかったんですよね。私が12月の議会で一般質問をして、そこでその先送りを

しますという町長の答弁があっただけで。しかも、なおかつ今回のこの補正に対しても何ら説明もなく、ぼんとうこういうふうに出てきとることに対して非常に私は違和感を持つんですけども。何か完全に無視されたのかなという気がしてるんですけどね。（「議会軽視や」と呼ぶ者あり）ちょっと理解できないでいるんですけども、もうその点いかがでしょうかね。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

12月でございましたか、これはもう先送りをさせていただきたいということでお願いをいたしまして、それで済んだとは申しませんが、そういう感覚でおったということでございます。まことに申しわけないと。やはりちゃんとそこでしかるべき説明をしなきゃいかんだったというふうには今思うわけでございますけども。そういうことで、私どもの手落ちということでおわびをさせていただきます。

○議長（酒井恵明君）

よろしゅうございますか。次、進みます。鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

そうしますと、この白坂久保田線の事業はもう行わないということですか、将来に向かっても。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

いえ、これは中止というようなことは申し上げておりません。あくまでも先送り、これは先々やっぱり必要性もあるのかということでございますので、先送りをさせていただくということでございます。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

○4番（鳥飼勝美君）

中止をもう今後、ここは白坂2号はもうしないということじゃないということですよ。いつかわかんけど、ということは町道認定はまだそのまんま生きとるということで、私はもうこの委託料が減額で出てましたから、認定廃止が出てくるんじゃないかなと、変更の。出

てくるんじゃないかなと思ってたんですけど、それはまだそのまんま温存しながら、今後また地元に対しても説得なりそれをして、この白坂2号線については今後とも行くと、工事を。そういうふうに理解、どういうふうに理解すればいいですかね。町長のお考えをお聞きします。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

先ほど申しましたように、あくまでも先送りということでございます。いずれはとは思っておりますけども、それにはやはり地元も賛否あるということもわかりましたし、その辺の取りまとめといいますか、がどうかというようなこと、これと、それから優先的なものもございまして、ほかの道路をと、先にというようなこともございまして、財政的なもんも関連してくると思います。その辺の兼ね合いで、いずれはということを考えております。

○議長（酒井恵明君）

鳥飼議員、よろしゅうございますか。原議員。

○11番（原 三夫君）

この今の件でございますけど、私も12月議会で当初予算の編成の中で関連で触れさせていただいておりましたけど、町長の考え方の手続の問題とか全く私は議会を無視してあるんじゃないかなと思ってるんですね。今の一連の流れ、今同僚議員が言われました一連の流れからして、私は手続もしっかり踏まなくて、認定廃止、認定はさせて、そして12月議会には同僚議員の一般質問にいきなり先送りと。全く私はこれは手続が間違っていると。で、今ごろになって減額が出てきたと。そういうことがいろいろあります。

それで、21年6月に廃止認定が議会で承認されて、9月2日、3日何かははっきりわかりませんが、9月の冒頭に町長、課長、説明に行かれたと。そこで反対意見があった後、そういうことで先送りと、町長の。そういうことでしたかね、町長。ちょっとそれ教えてください。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

おっしゃるとおりだということでございます。

○議長（酒井恵明君）

原議員。

○11番（原 三夫君）

ということは、何ていいますか、ただその9月の冒頭の説明会で反対者の意見だけを尊重されたと、早く言えば。反対者があったから、先送りになったと今町長確認できましたので。だから、賛成者の方もおると思うんですね。そうすると、賛成者のその意見は無視されたということになるんですよね。賛成者に対しては、じゃあ説明されたんですか、町長。反対者だけの意見で先送りして、賛成者に対してはどういうふうな、じゃあなら説明をされたんですか。これからされるんですか。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

あのときには、反対者に対して説明をしたということでもございません。いわゆる全般、けやき台の皆さん方に説明を申し上げるということで、私も出向いたわけでございます。そのときには、確かに反対者がほとんどでございました。中には一、二、賛成だとおっしゃっていただいた方もいらっしゃいました。しかし、そこで私わかったのがあそこを、これは一つ私の勘違いもあったわけでございますけども、3号線とバイパスの兼ね合いによって、進みかによって通すというようなそういう約束になっておったんだということを思っておったんですけども、どうもそれが徹底してなかったと。業者も説明が不足だったと、してなかったという話も聞きますもので、そういうことであればもうしばらくやっぱり反対者ということじゃなくても、賛成、反対の合意を取りつけてからでないと、なかなかそれは進めるわけにはいかないなということで、先送りというような決定をさせていただいたということでございます。その辺の議会に対する説明もしなかったということは、申しわけないと先ほどから申しておるわけでございます。

○議長（酒井恵明君）

原議員。

○11番（原 三夫君）

最後になりますので。

これは私ちょっと調べてみましたが、もともとこれは町長本人が原因をつくられておる

と、こうなったことは。そう思っていると私は思いますよ。議事録に残っておると思いますが、間違っと思ったら私謝りますけど、町長が今回町長選挙に立候補されたときのことで、そのときに語る会が何かをけやき台で、あの地区でやられたと。そのときに地区の方々からこの道を通すのか通さんのかと、どうなるんだと、そういうふうな話が出て、そのときの町長がここを通すときには皆さんの意見を必ずもう一度聞きますと。それから、検討させていただくと。そういうふうなことを町長言ってある。そういうことを言っておられた町長が何でこの認定廃止をする前に、きちっとそういうことを言ってあったならば、なぜそういうことを問題を片づけた後に21年6月議会の廃止認定に出さなかったかということが問題なんですよ。そういうのを我々議会知ってないんですよ。町長が語る会でそういうことを選挙のときに言われたっちゃうことを。本当に通すか通さんかのときには、話を皆さんにもう一回聞きに行きますと、そういうことを言われとって、それは町長本人が一番御存じなんですよ。それは残っとるんですよ、議事録が。議事録っちゃうか、そういう書いたやつが。それを私読ませていただきました。それを町長は忘れられたのか知りませんが、だから町長が原因をつくられたんです、これは、はっきり言って。そう私は思っております。そのことを町長、私間違ってますかね。ちょっと確認したいと思いますけど。もうこれで終わりますから。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

確かに、語る会、これは選挙前という話じゃございません。何度か語る会をいたしましたけども、やっぱりその都度けやき台の方の関心があったということだと思います。何度か質問を受けまして、そのときにはやはり皆さん方のお話を聞いて、そして決定をしようということは申しております。そのときには、先ほど申しますようにその約束があったというか、なかったか、この辺の話が私も判然としなかったものですから、皆さん方にまたお尋ねしてというような言い方をしたんですけども、それがやっぱりその後約束があったんだという話も聞きました。それで、それじゃ通すものかなということで進めさせていただいておりました。それもちょっと気になるのは、従来の事業の進め方、これはちょっとそれには事業が大き過ぎたということだろうとは思いますが、従来の事業の進め方としましては町道認定というようなこと、そして測量設計というようなこと、大体それが終わった時点で地元

説明をさせていただくというような手順でございましたけども、事が重大だということで急遽事前説明というようなことをいたしたようなわけでございます。その辺のいろいろ約束の問題、あるいはその手順の問題、その辺がいろいろとございましたものですから、こういうことになったと。それはもう多分に私のその責任だということでございます。

○議長（酒井恵明君）

この4,649千円の補正についての審議をしてます。関連は大いにございます。皆さん一番気にしてある、心配してある要件でございますが、その点を念頭に置きながら質問してください。片山議員。

○5番（片山一儀君）

減らされる、この補正をされるということについては理解できるんですが、非常に危惧する問題があって、ここで言うかどうしようかと迷ったんですが、ちょっと言っておきたいと思います。

それは、この前の同僚議員の一般質問のときに、道路行政のやり方で測量設計をした後に地元説明するという意見がありました。ところが、これはもうこう言っては失礼ですが、基山あたりで道路をつくるというのは余り問題にならなかったかもわからない。ところが、これ都会では大問題になります。理由は、家のあるところへ道路つくるケースが多いからです。だから、このもともとこれ町長の責任だけじゃないと私は思うんですが、理由は道路の認定のときの提案理由が道路法が理由になってるんですよ。何条で議会で承認を受けなきゃ、こういう理由を出すからいけないんです。今回もずっと提案理由が大分変わってきましたけども、提案理由をきちっとやらなきゃいけないし、構想した段階で住民説明をしなきゃいけない。それは道路行政の手引にちゃんと書いてありますから。もうそれがね、今回も同僚議員の質問のときの説明が悪かったから、これからもこういう問題が起こってくるし、今まさに神の浦の池起こってきてるんですね。したがって、このただ単なるこれだけのことじゃなくて、次の予算もあるんですけども、そこらあたりをやっぱり提案理由はなぜ必要があるのか、構想した段階で説明をし、それでまた細部設計あたり質問しなければいけない。そこらあたりが手順が全く国交省から出ている事例あたりを担当課長あたりは御存じないのか、御存じであってとぼけてあるのかわかりませんが、少しなりといろんな問題が出てくる。これはずっと体質の問題であって、私は町長が云々という感じでは思っていない。提案理由のやり方からがきちっとされないと、いつまでたってもこれから行政が真っすぐ行かないと思ういま

すので、一言だけつけ加えさせていただきました。

○議長（酒井恵明君）

ほかに。松石議員。

○10番（松石信男君）

ちょっと済みません、確認させてください。

大山勝代議員の一般質問で道路行政のあり方について質問をされました。そのときに、たしか私が思ったのは、今後こういうふうな道路の新設とか行う場合については、議会に諮る前にその関係地元に対する説明ということをしていくというような旨のそういうふうな答弁をされたというふうに思いますけども、そのように受けとめていいんですか。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

確かに、先日のこれからの道路のあり方ということの中でそういうふうなことを私は申ししております。私思いますのは、その規模の大小いろいろはありましようけども、やはり大きな道路ということになれば、事前に要望を受けたときに、あるいは庁議でやろうというような方向に向いたときには、やはり説明なり、それからもう一つはその地元の合意形成といいますか、要望がどういう要望なのかと。これは本当に、そこはしかし難しい問題だと思えます。100%全員が賛成というわけじゃないのかもわかりません。その辺の確認もやはりしっかりやって、それから議会に認定なり、あるいは予算なりということをお願いをいたしまして、そこで再度はっきりしたところでまた、これはもう従来どおりでございますけども、地元の説明もさせていただくと。やはり、そういう手順が必要だろうということは今も思っておりますし、先日も申し上げたようなわけでございます。

○議長（酒井恵明君）

池田議員。

○13番（池田 実君）

白坂久保田2号線を向こうにつなぐということは、業者から説明があったとかないとかというような表現でございましたけれども、当然あそこはつなぐという前提であそこまで道路が行ってるんですよ。3号線の拡幅と5号線バイパスがスムーズに流れるようになったらつなぎますよという前提があるから、あそこまでちゃんと道路をつくったんですよ。そのこと

はけやき台の住民であれば、初めからわかつたんです。向こうに、福岡県側につながないという前提なら、向こうにつくらんちゅう前提ならああいう道路要らんですよ。信号から向こうは。何であれがつくってあるかちゅうことは、いずれはここをあけますというて、とりあえずこう仮に仕切ったわけでしょう。だから、そういう前提で旭化成は啓発をし、我々もそういうふうに理解してました。途中から変な人たちが入ってきて、変なことを言われてみたいですけども、私はそういうことで旭化成はしてきたというふうに理解してます。その点だけははっきりさせておいていただきたいというふうに思います。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

私もそれを聞くと、確かに何のためにあそこまで町道があったのかというようなこと、それはもうわかるんですけども、しかし実際問題それじゃ約款条項にもないというようなことだけで、そういう途中あそこまでできておるということだけで、必ず通すべきだというようなところまではちょっと私も持っていけなかったといいますが、そういうこともございまして今回のようなことになったわけでございます。先日もあるところでお話をしておりましたら、やはり知った人はやっぱ通すべきだったんよと、ああそうですかと言っとったら、テーブルの向こうでいや通さないでよかったよと。変な議論じゃございませんでしたけども、やはり賛否両論あるということは事実だろうと思います。それをこれから先取りまとめていく、事前に、あるいはその設計ができた段階で、その辺のところではこれからの進め方っていうのはやっぱり慎重にやっていかなきゃいかんというふうには感じております。非常に難しい問題だということで、これから私も勉強をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（酒井恵明君）

平田議員。

○12番（平田通男君）

本当は言うつもりじゃなかったんですが、今の町長の答弁からすると、担当課長はなぜ6月の時点で道路の認定について提案をしたんですか、議会に。あなたが出して提案したんでしょう。道路が通るか通らんかわからんで、出したんですか、あんた。それを受けて我々は道路を認定したわけでしょう、議会で。それがごく一部の人の意見でころっと変わってしまったから。議会っちゃ何ね、大体。そういうことならね、逆に賛成の人をみんな集め

てあなたに圧力かけたら変わるんです、じゃあ。けやき台の人の何割の人があそこに集まって、あなたにいろんな意見を言ったんですか。ごく一部じゃない。しかも、その中にはけやき台以外の人も何人でも入ってる。地元説明会でも何でもないじゃない。今回はこれ以上言いませんけど、これはもう通さな仕方ないけど、ただそういうことに当たる場合にやっぱり議会に一たん提案して議決を受けて、そしてその道路の通そうというものを簡単にころっと変わるようじゃ、何のための議会で審議したかっちゅうことになるでしょう。そのことだけは言っておきます。

○議長（酒井恵明君）

町長。

○町長（小森純一君）

今、何人もの議員の皆さんから出たことは重く受けとめさせていただきます。それから、提案したのは課長で、責任でというようなことでございましたけども、それはあくまでも責任は私でございまして、私の名前で提案をさせていただいたということでございます。その辺のところはひとつ私の責任だということで御理解いただきたいと思います。

○議長（酒井恵明君）

次、行きます。

43ページ、8款3項3目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

8款4項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

8款5項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

9款1項1目、2目、3目。46ページ全部です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

10款1項2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

10款2項1目、2目、3目、4目、5目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

10款3項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

10款4項1目、3目、4目、5目までですね。51ページまで行きます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

10款5項1目、2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

10款6項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

11款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

11款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

13款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

14款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

以上で第16号議案の質疑を終わります。

日程第16 第17号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第16．第17号議案 平成21年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の38ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正、歳入歳出について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

事項別明細書の3ページをお開きください。

歳入、3款1項1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

3款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

4款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

5款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

6款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

6款2項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

7款1項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

9款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

11款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

11款4項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

歳出、行きます。

12ページ。

1款1項1目、2目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

2款1項1目、2目、3目、4目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

2款2項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

3款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

4款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

7款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

8款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

8款2項2目。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

11款3項2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

12款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

以上で第17号議案に対する質疑を終わります。

日程第17 第18号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第17．第18号議案 平成21年度基山町老人保健特別会計補正予算（第3号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の43ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

じゃ、次、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

歳入、1款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

2款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

3款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

4款1項1目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

歳出に行きます。

2款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

この速さでいいですか。目で追ってもらってるんでしょう。（「ちゃんと見よう」と呼ぶ者あり）5款1項1目。（「ちゃんと勉強してくるっちゃ、前もって」と呼ぶ者あり）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

以上で第18号議案に対する質疑を終わります。

日程第18 第19号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第18．第19号議案 平成21年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の46ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

次、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

歳入、1款1項1目、2目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

2 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

3 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

4 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

6 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

6 款 2 項 1 目、2 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

歳出に入ります。

9 ページですね。

1 款 2 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

2 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

3 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

4 款 1 項 1 目、2 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

以上で第19号議案の質疑を終わります。

日程第19 第20号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第19．第20号議案 平成21年度基山町下水道特別会計補正予算（第5号）を議題とし、
本案に対する質疑を行います。

議案書の49ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

ないようですので、次、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。

歳入、1款1項2目。原議員。

○11番（原 三夫君）

下水道負担金、説明してください。何件分でしょうか。（「ちょっとお待ちください」
「課長」「ちょっと待って、わかります」と呼ぶ者あり）

○議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（平野 勉君）

何件分といいますか、筆で116所有者の分でございます。（「はい、わかりました」と呼
ぶ者あり）

○議長（酒井恵明君）

平田議員。

○12番（平田通男君）

今のところですが、そうしますと本管に対する接続率は何％になりますか。

○議長（酒井恵明君）

これは負担金です。（「ああ、負担金」と呼ぶ者あり）うん、これは負担金。（「じゃあ、
別のとき」と呼ぶ者あり）いいですか、はい。

次、行きます。いいですか、4ページ。

5 款 1 項 1 目、2 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

6 款 1 項 2 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

6 款 2 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

歳出に入ります。

総務費です。1 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

2 款 1 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

2 款 2 項 1 目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

以上で第20号議案に対する質疑を終わります。

日程第20～24 第21号議案～第25号議案

○議長（酒井恵明君）

日程第20．第21号議案 平成22年度基山町一般会計予算より、日程第24．第25号議案 平成22年度基山町下水道特別会計予算までを一括議題とします。

これより平成22年度予算に対する総括質疑を行います。申し出がありませんので、これで終わります。

お諮りします。ただいま町長から第2号議案の訂正請求書が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第25として議題にし、日程第25．予算特別委員会の設置についてを日程第26に変更したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

御異議なしと認めます。第2号議案の訂正請求書の件を日程に追加し、追加日程第25として議題とし、日程第25・予算特別委員会の設置については日程第26とすることに決定いたしました。

追加日程第25 第2号議案の訂正請求書の件

○議長（酒井恵明君）

追加日程第25・第2号議案の訂正請求書の件を議題にします。

町長より第2号議案の訂正の理由の説明を求めます。町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

本日は朝からいろいろとお騒がせ申し上げました。申しわけございませんでした。

ここに第2号議案の訂正請求書ということで議長に提出しましたところ受理していただきましたので、次の理由により訂正をしたいということでございます。

件名は、第2号議案の基山町放課後児童教室の設置及び管理に関する条例の制定についてということでございます。

その訂正理由としまして、基山町放課後児童教室の名称、事業及び指導員の条項を設けることがふさわしくないためということでございます。

以上でございます。

○議長（酒井恵明君）

町長の説明が終わりましたので、ここでお諮りします。ただいま議題となっています議案の訂正を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

異議なしと認めます。

ここで暫時休憩いたします。

～午後5時26分 休憩～

～午後5時27分 再開～

○議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

ただいまより訂正がありました第2号議案についての質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

第2号に対する質疑を終わります。

以上で質疑をすべて終結します。

日程第26 予算特別委員会の設置について

○議長（酒井恵明君）

日程第26、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。委員会条例第4条の規定により、今期定例会に予算特別委員会を設置し、同条第2項の規定により予算特別委員会の委員の数を12名と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

次に、予算特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により議長において指名したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

御異議なしと認めます。よって、議長において予算特別委員会委員の指名を行います。

予算特別委員会委員には、大山勝代君、重松一徳君、後藤信八君、鳥飼勝美君、片山一儀君、品川義則君、林博文君、大山軍太君、松石信男君、原三夫君、平田通男君、池田実君、以上でございます。

しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（酒井恵明君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、別紙議案付託表記載どおり、これを総務常任委員会、文教厚生常任委員会、産業環境常任委員会、基山小学校改築特別委員会、予算特別委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（酒井恵明君）

御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

本日の会議は以上をもって散会いたします。

～午後 5 時31分 散会～